

令和 7 年 3 月 1 1 日
(火曜日)

令和 7 年 第 2 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第1号 専決処分の報告について
(町道3条仲通線下水道管路改修工事請負契約の変更)
- 6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
(追加日程)
- 8 議案第1号 幌延町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第2号 幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第3号 幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第4号 令和6年度幌延町一般会計補正予算(第6号)
- 12 議案第5号 令和6年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第6号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)
- 14 令和7年度 町政執行方針
令和7年度 教育行政執行方針
- 15 議案第7号 幌延町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 17 議案第9号 幌延町地域運営組織に関する条例の制定について
- 18 議案第10号 令和7年度幌延町一般会計予算
- 19 議案第11号 令和7年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 20 議案第12号 令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 21 議案第13号 令和7年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 22 議案第14号 令和7年度幌延町介護保険特別会計予算
- 23 議案第15号 令和7年度幌延町簡易水道事業会計予算
- 24 議案第16号 令和7年度幌延町下水道事業会計予算
(予算審査特別委員会設置、審査付託)
- 25 議案第17号 幌延町行政手続における特定の保人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第18号 幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(散 会 宣 告)

本日の会議の順序

開会宣告及び開議宣告		開議宣告	
日程第1	会議録署名議員の指名	日程第15	議案第7号
〃 2	会期の決定	〃 16	議案第8号
〃 3	諸般の報告	〃 17	議案第9号
〃 4	行政報告	〃 18	議案第10号
〃 5	報告第1号	〃 19	議案第11号
〃 6	同意第1号	〃 20	議案第12号
〃 7	同意第2号	〃 21	議案第13号
〃 8	議案第1号	〃 22	議案第14号
〃 9	議案第2号	〃 23	議案第15号
〃 10	議案第3号	〃 24	議案第16号
〃 11	議案第4号	(予算審査特別委員会設置)	
	休憩宣告	日程第15	議案第17号
	開議宣告	〃 26	議案第18号
日程第12	議案第5号	(各会計予算審査特別委員会)	
〃 13	議案第6号	散会宣告	
〃 14	町政執行方針		
	教育行政執行方針		
	休憩宣告		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総 務 企 画 課 長	早 坂 敦
総 務 企 画 課 参 事	山 本 基 継
住 民 生 活 課 長	村 上 貴 紀
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	伊 藤 一 男
国民健康保険診療所事務長	古 草 勝
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
総務企画課長補佐	梶 淳
住民生活課長補佐	伊 藤 崇
住民生活課長補佐	山 下 智 昭
保健福祉課長補佐	山 本 恵 美
産業建設課長補佐	新 野 貞 治
産業建設課長補佐	伊 山 英 貴

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
-----------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀

(10時00分開会)

議長 長 西 澤 裕 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1 「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において1番 高橋秀明君、2番 佐藤忠志君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日3月11日から14日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月11日から14日までの4日間に決定しました

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から順次行政報告を求めます。

町長 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会3月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について御報告いたします。

令和5年度から進めてきた「幌延町交流拠点基本構想」につきましては、令和6年12月2日から同年12月21日までの間、パブリックコメント手続きにより、構想に対する意見を町民から募集しましたが、期限までに意見の提出がなかったことから、令和6年12月24日に原案のとおり構想を定めました。

令和7年度は、基本構想に基づく「多世代交流施設」の整備に向けて、基本計画と基本設計の策定を併せて実施します。基本計画と基本設計は、業者への委託によって実施しますが、施設の構造や規模、施設利用者の動線等を考慮した居室やスペースの配置などについて、複数の業者から提案を受け、その中から優れた案を提出した業者を特定することが

できる「公募型プロポーザル方式」によって委託契約の相手方を特定することとしました。現在、4月に公募型プロポーザルの実施に向けて準備を進めています。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第2回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます

教育長 青 木 順 一 君

幌延町議会3月定例会に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

始めに、学校教育について申し上げます。

まず、児童生徒や教職員に大きな事故や怪我もなく3学期がスタートしております。

各学校では、感染予防対策を講じながら、学年末の学習のまとめや卒業式などに向けて教育活動に取り組んでおります。また、令和6年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の北海道教育委員会が作成する報告書に、本町の状況等を掲載することに幌延町教育委員会も決定しております。体力・運動能力状況の一部分、一側面ではありますが、他の市町村と同様に北海道教育委員会報告書のホームページで公表されております。町民の皆さんには、広報誌でその状況を掲載する予定であります。

部活動では、1月5日から芦別市で開催されました北海道バレーボール協会主催の第45回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会予選会男子の部に稚内合同・幌延中学校として出場。女子の部に稚内・幌延合同中学校として出場しております。更に、2月28日には北海道スポーツ奨励賞を受賞されました幌延中学校3年生の島田力輝さんに宗谷総合振興局長から表彰状が伝達されました。3月13日には幌延小学校4年生の橋本英恵さんに宗谷教育局局長から「北の輝き」の表彰状が直接手渡されます。

また、2月4日に来年度小学校に入学する子どもたちの「新1年生体験入学」が行われ、現在のところ、幌延小学校に8名、問寒別小学校に2名の新1年生が入る予定となっております。本定例議会後には各学校の卒業式が開催され、恒例となりますが、議員の皆様の御協力をお願いします。

次に、社会教育について申し上げます。

まず、1月5日に「二十歳の集い」を開催し、14名の成人が集い、新しい門出を祝いました。議員の皆様にも出席していただき、この場を借りて感謝申し上げます。

スキー場はリフトの不具合により今シーズンの運行を中止しております。また、1月22日から2月4日まで町内書き初め展を開催。1月31日には表彰式を挙行し、21名が出席しております。更に、2月2日のチャレンジ教室「雪と遊ぼう」を開催し、多くの親子が晴天の中、スノーモービルやバナナボート等に乗って冬の遊びを楽しみました。

スポーツ少年団活動では、剣道少年団が11月30日に砂川市で開催されました第39回北海道スポーツ少年団剣道交流大会の中学生個人男子の部に宗谷代表として出場しております。

子ども会活動では、1月18日に稚内市で開催されました第22回宗谷管内子ども会かるた大会で小学生の部、中学生の部でそれぞれ優勝。2月16日に札幌市定山溪温泉で開

催されました第28回北海道子どもかるた大会に宗谷管内第1代表として出場し、結果は小学生・中学生ともにベスト4で敢闘賞を受賞いたしました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた「令和6年度施行 町道3条仲通線下水道管路改修工事」について設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和7年1月16日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額1億670万円を設計変更より1億709万6千円に、396千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、予定しておりましたマンホール及び圧送管の設置位置について、試掘の結果、既設排水管及び地下埋設物との接触の可能性が確認されたことから、位置を変更したことに伴い、掘削作業域が増加したこと等によるものです。

以上、報告第1号「専決処分」いたしました、工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第6 同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号についての提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること」についての提案理由を申し上げます。

現在、幌延町固定資産評価審査委員会委員であります大平昌司氏から本年3月17日の任期をもって退任したいとの旨の申出がありましたので、この度、新たな委員として、富樫悠輔氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

富樫氏の住所は幌延町字下沼393番地、生年月日は昭和63年1月1日で満37歳で

す。

今回、固定資産評価審査委員として議会の同意を求める任期は、令和7年3月18日から令和10年3月17日までの3年間です。

富樫氏は、現在、酪農業を営んでおり、本町の基幹産業の担い手として日々研さんと御努力をされ、営農活動を行っております。地域からも信望も厚く、人格や識見ともに優れた方であり、これまで培われた知識や経験を基に、固定資産評価に対する不服等を審査していただくには適任でありますので、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

7 番 齋賀弘孝君

固定資産は、土地とか建物とか、いろいろ三つぐらいに分かれると思うんですけども、富樫さんは何の部門の固定資産委員になるんですか。

住民生活課長補佐 伊藤 崇 君

お答えいたします。

固定資産の評価委員というのは、どの部門というものは特にございません。

土地と家屋と償却資産、全てにおいて、そういう不服とかの申出があったときには審査してもらうというような委員になっております。

(齋賀議員「分かりました。」)

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

ここで追加議題についてお諮りします。

先ほど、町長から「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、以下日程を繰下げ、本案を追加日程第7、同意第2号として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号を日程に追加し、追加日程第7とし、議題にすることとし、以下日程を繰り下げることに決定しました。

追加日程第7「同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第2号について提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第2号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

本年3月31日をもって退任することになりました青木順一氏の後任として、新たに伊藤一男氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

伊藤氏の住所は幌延町栄町6番地111、生年月日は昭和40年12月8日で満59歳です。今回、議会の同意を求める任期は、前任者の残任期間にあたる令和7年4月1日から令和7年9月30日までです。伊藤氏は酪農学園大学を卒業後、昭和63年4月に幌延町に奉職されて以来、37年間、産業課を皮切りに農林課、町民課、振興課に配置され、地方自治の振興に寄与されており、また、教育委員会では通算17年間、そのうち9年間は教育次長を務めるなど教育行政の推進に大きく貢献されております。今、本町の教育行政は幌延中学校区小中一貫校の建設を控え、幅広い見地から教育環境の整備に取り組んでいく必要がある重要な時期を迎えているところであります。このような中、これまで伊藤氏が教育次長として培った豊富な経験と卓越した知識は必要不可欠であります。また、伊藤氏は人格高潔で様々な見識を持ち、これまで培ってきた行政経験に基づく実行力や指導力による行政手腕は高く評価されており、加えて、地域からの信望も極めて厚い人柄であることから、まさに教育長として適任であると考えますので、御同意のほど、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

任命の同意に関連して、青木前教育長が退任されるということは今日初めて伺ったんですよ。それで、まだ任期あるのに退任、途中で辞める理由と、これから小中一貫校が建設されるべき途中なのに辞めるその理由を、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

教育長 青 木 順 一 君

深澤議員どうもありがとうございます。

私の方ですけれども、まだ正式には出ておりませんが、この後の退任挨拶でも申し上げますようと思いましたが、北海道のこれから教育行政の方、担っていきたいということで考えておりますので。道の内示の方が、まだ、これからということですので、まだ、どうなるか分かんないんですけども、その辺を鑑みて、3月いっぱい、戻るかどうか分か

りませんけれども、一応、かなり強く戻ってこいということでありましたので、今回、伊藤次長の方にお任せしていきたいなと思っております。

それと、小中一貫校の方ですけれども、基本設計、ここまで2年半で作ることができましたので、この後、実施設計、あとは先生方の教育課程等、ソフト面の推進ということになります。ある程度レールは引くけたかなと思っておりますので、この後、それに乗せて進めるだけ。あと、伊藤次長、今度の新伊藤教育長の方に任せて、私の方も微力ながら、遠くからでありますけれども、力を、尽力を注ぎたいなと思っております。

何か回答になってないんですけども、ちょっと、この辺、御理解いただければなと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の説明を聞かれて、これ以上、私どもも何とも引き止める手立てがないんですけど、将来、幌延小中一貫校が完成した折には、ぜひとも、また幌延町へお越しただいて。最後に一つ、私、前回も質問いたしましたが、小中一貫校に魂は入れて退任されるんですか。

教育長 青 木 順 一 君

一番最初に深澤議員から言われました魂を入れてということで、帰りも見えていただければと思います。その頃からずっと教育長の扉の横にその文言貼ってあります。教育委員会事務局、それと、毎朝それを見ながら、ああ、ここには魂を入れなきゃならないと、子供たち、そうですけれども、すばらしい学校にしていかなきゃなということで、2年半、心を引締めて業務を推進してまいりました。どうもありがとうございました。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

1 番 高 橋 秀 明 君

任期について質問があるんですけども、令和7年4月1日から9月30日までということで非常に短くなっているのです、教育長の方は定年があるのかどうか、その辺も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

先ほども伝えをしましたが、残任期間であります。

最初の教育長、前任者の辞表を出された、辞められた月が、今、青木さんがやってこられた3月いっぱいではなくて任期が9月ですから、そこまでの任期期間中の期間だけを、まず、1回目。それで、そこで初めて教育長の任期がその前任者の辞められた月までが任期となるということで、第1回目の任期はこの短い期間だけになりますけれども、今後、どうしても、また同意を求める形で、こういう議会の皆さんに御相談をしますが、そのまま継続ができるような形にはなれば大変うれしいかなと思っています。

1 番 高 橋 秀 明 君

どうもありがとうございます。

伊藤一男さんの人柄については、非常に優秀な方で信頼おける方だと思うんですけども、別に9月30日以降に後任の方を決めてるわけではないということで理解してよろしいのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

私どもは、この今の選任をされて御相談をさせていただいて、今日、御同意をいただければ、この短い期間の区間ですけども、そのあとも皆様に御提案をして、引き続きやれるのであれば最高いいなと私自身は考えています。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(10時27分 休 憩)

(青木教育長から退任あいさつ)

(伊藤教育次長かた選任あいさつ)

(10時31分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

日程第8 議案第1号「幌延町表彰条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第1号「幌延町表彰条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、町の表彰対象のうち自治功労者の対象者を精査すべく、本条例を改正しようとするものです。

それでは、配布した新旧対照表と併せて御覧ください。

第3条第1項第2号ウの改正は功労表彰における自治功労者の該当規定であり、これまで公職者である選挙管理委員会委員の規定が曖昧になっていたことや農業委員会委員に関する規定が重複していることから、これを精査しようとするものであり、農業委員会委員及び任命について、議会の同意を得て選任される各種委員会の委員としていたものを、任命について、議会の選挙又は同意を得て選任される各種委員に改正しようとするものです。

次に附則では、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第1号の提案理由の説明といたします

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案１号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第９ 議案第２号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第１０ 議案第３号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」の２件は、関連がありますので、会議規則第３７条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第２号及び議案第３号の２件を一括議題とします。

議案第２号及び議案第３号について提案理由の説明を求めます。

総務企画課参事 山 本 基 継 君

ただいま一括上程されました議案第２号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第３号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明いたします。

本町では、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略における定住施策として、平成２８年度から民営賃貸住宅建設促進助成制度及び定住促進持家住宅建設等奨励制度を運用しております。今期の総合戦略は本年度末で終了いたしますが、これら二つの条例は総合戦略における取組事業として位置付けており、総合戦略の期間内で助成制度の内容を検証するため期限を５年間として運用しているところです。条例の効力については今後の総合戦略と同様、本年３月３１日をもって失効することとなっていることから、次期総合戦略の期間と同様に５年間延長するものであります。

お手元の議案と併せて新旧対照表を御覧ください。

まず、議案第２号の「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例」については、附則第２項で定める条例の効果を令和１２年３月３１日まで延長しようとするものです。

次に、議案第３号「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励条例の一部を改正する条例の制定」については、第２条第１号及び第２号で規定する住宅関連の用語に関し、明確化及び字句の修正を行うこととしています。また、本補助制度の更なる利用促進のため、別表で規定する改修工事の要件について、修繕及び機能向上の項目に住宅の管理面の向上を図るための工事を追加することとしています。更に、附則第２項で定める条例の効力について、

議案第2号と同様、令和12年3月31日まで延長しようとするものです。

最後に附則ですが、これらの条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第2号及び議案第3号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

この省令によって、今日現在までで、補助制度を利用された件数をお知らせ願いたいと思います。

総務企画課参事 山本基継君

平成28年度から令和6年度までの間で168件、8名の方が利用しております。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の2件は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号「令和6年度 幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

議案第4号「令和6年度 幌延町一般会計補正予算第6号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では普通交付税の交付額の確定による増、特別交付税の交付見込額の増、物価高騰対応重点支援地方創生交付金をはじめとする国庫支出金の精査による増、基金を取り崩して実施する予定であった各事業の精査による繰入金の減、起債対象事業の精査等による町債の減などによるものです。

歳出では移住定住促進事業の減、基金管理事業の増、問寒別地区農業用水道施設改修事業の減、土木総務管理費の家屋調査業務の新規計上、除雪業務の増であり、それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものとなっております。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ1億4,096万5千円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を60億7,351万5千円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

はじめに歳入ですが、10款、地方交付税8,757万4千円の増、14款、国庫支出金1,051万7千円の増、18款、繰入金1億9,869万8千円の減、20款、諸収入584万9千円の増、21款、町債4,200万円の減などで、歳入合計1億4,096万5千円の減額補正です。

次に、3ページの歳出ですが、2款、総務費8,262万9千円の減、3款、民生費680万4千円の減、4款、衛生費1,185万8千円の減、6款、農林水産業費6,222万2千円の減、7款、商工費1,796万5千円の減、8款、土木費4,553万5千円の増、10款、教育費790万7千円の減などで、歳出合計1億4,096万5千円の減額補正です。

第2条、繰越明許費の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正については、土木総務管理費の家屋調査業務に関して年度内に完了することが見込まれないことから、令和7年度に繰り越して使用できる経費として、8款1項、土木管理費の土木総務管理費3,049万2千円を新たに追加する補正です。

第3条、地方債の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表、地方債補正については、決算見込みの精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計10億3,130万円を9億8,930万円に補正するものです。地方債の限度額を補正する主なものは、診療情報システム整備事業3,300万円を300万円に、問寒別地区農用水道施設改修事業1億2,330万円を1億890万円に、町道駅前仲通線道路改良事業1億300万円を1億690万円に、橋梁長寿命化改修事業1億2,770万円を1億2,360万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

36ページをお開きください。

2款1項2目、自治振興費の移住定住促進事業では、幌延町民営賃貸住宅建設促進助成事業の事業精査等により4,679万6千円の減です。次のページの集落支援活動運営事業では、事業精査等により706万7千円の減です。

40ページをお開きください。

2款1項7目、企画費の第6次幌延町総合計画策定事業では、令和6年度中に事業完了が困難なため562万2千円の減です。なお、6年度に実施できなかった分につきましては、令和7年度に新年度予算において同等額を計上しております。同じく地域おこし協力隊運営事業では、事業精査等により515万円の減、次のページの地域公共交通運営事業も同様の理由から528万3千円の減となっております。

44ページをお開きください。

2款1項12目、諸費の基金管理事業では、今後の地域振興対策に係る経費の財源として、ふるさと創生基金449万4千円の増、今後のエネルギー施策に係る財源として、エネルギー施策等振興基金798万9千円の増などにより1,291万6千円の増です。

48ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、入院料や外

来診察料、国民健康保険特別会計からの国保直診運営費補助の減額等により、一般会計から国民健康保険診療所特別会計への繰出金 8 0 6 万 9 千円の増です。

3 款 1 項 4 目、障害者福祉費の障害者福祉管理費では、説明は次のページになりますけれども、障害福祉サービス給付費に係る事業精査等により、7 7 6 万 7 千円の減です。

5 2 ページをお開きください。

4 款 1 項 2 目、予防費の予防事業では、事業精査により 7 3 1 万 3 千円の減です。

5 6 ページをお開きください。

6 款 1 項 2 目、農業振興費では、決算見込みの精査により、幌延町強い農業・担い手づくり支援事業で 7 3 7 万円の減、今年度内に補助申請が見込まれないため、幌延町生乳生産拡大事業で 1 千万円の減です。

5 8 ページをお開きください。

6 款 1 項 6 目、農地開発費では、決算見込みの精査により、問寒別地区農業用水道施設改修事業 2, 0 0 2 万 9 千円の減です。

6 4 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目、商工振興費では、決算見込みの精査により、幌延町商工業経営力強化実装支援事業で 8 5 1 万 5 千円の減です。

6 6 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目、土木総務費では、町道 3 条仲通線道路改良工事に伴う家屋調査業務の新規計上により、土木総務管理費 3, 0 4 9 万 2 千円の増です。

8 款 2 項 1 目、道路維持費では、除雪車両の修繕及び降雪量の増などにより、除雪業務の不足が見込まれることによる除雪業務委託料の増により、道路維持管理費全体で 3, 2 5 7 万 1 千円の増です。

6 8 ページをお開きください。

8 款 2 項 4 目、橋梁新設改良費では、決算見込みの精査により、橋梁長寿命化改修事業 6 5 8 万 6 千円の減です。

7 0 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目、常備消防費の北留萌消防組合負担金では、給与改定分や問寒別タンク車修繕等による決算見込みの精査により 4 7 0 万円の増です。

7 4 ページをお開きください。

1 0 款 2 項 1 目、学校管理費では、決算見込みの精査により、幌延町小中一貫校整備事業 1 4 6 万 7 千円の減です。

7 8 ページをお開きください。

1 0 款 4 項 6 目、体育振興費では、決算見込みの精査により、社会体育振興管理費 3 4 8 万 1 千円の減、同じく社会教育支援事業 1 9 7 万 4 千円の減です。

次に歳入ですが、2 4 ページをお開きください。

1 0 款 1 項 1 目、地方交付税の普通交付税では、令和 6 年度分の交付決定額 2 0 億 4, 0 6 1 万円と現行予算との差額で 4, 7 5 7 万 4 千円の増、特別交付税は 2 億 6 千万円の交付を見込み、現行予算との差額で 4 千万円の増です。

26 ページをお開きください。

14 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金の障害者介護給付・訓練等給付費では、障害福祉サービス給付費の決算見込みの精査により 409 万 2 千円の減です。

14 款 2 項 6 目、農林水産業費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,681 万 8 千円の新規計上です。

30 ページをお開きください。

17 款 1 項 2 目、ふるさと応援寄附金では、決算見込みの精査により 446 万 7 千円の減です。

18 款、繰入金では、基金を充当している各事業の決算見込みの精査等により、財政調整基金繰入金 9,017 万 8 千円の減、ふるさと創生基金繰入金 9,773 万円の減、公共施設等整備基金繰入金 750 万円の減、地域公共交通活性化基金繰入金 200 万円の減、中山間農業地域環境保全基金繰入金 129 万円の減です。

20 款 4 項 1 目、総務費受託事業収入では、風力発電事業推進支援業務 770 万円の増です。

32 ページをお開きください。

21 款、町債につきましては、第 3 条、地方債の補正で説明していますので省略させていただきます。

以上、議案第 4 号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑は、議案第 4 号の範囲内に限ります。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

37 ページのエネルギー関連情報収集事業で 308 万 6 千円減額になってるんですけど、この減額理由を伺いたいと思います。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

お待たせいたしました。

エネルギー関連情報収集事業の事業費の減額の理由ですけれども、委託料につきましては大人向けの見学会を秋に 11 月に実施しておりますので、そちらの執行残の精査、その他、旅費費用弁償につきましては各種実施回数の減等による決算見込みの精査ということになってございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

ちょっと聞き取れなかったんですけど、ちょっと金額がね、多過ぎて、今の説明の範囲じゃないんでないかと思うんですけど、人数が足りなかったのか、募集人員がねっていう。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

はい、失礼いたしました。

委託料が主に大きな減額になっているんですけれども、青森県を予定しておりました大人向け見学会につきましては定員20名で募集したところだったんですけれども、最終的な参加人数が8人となりましたので、その予算と決算とありますけれども、8人分の旅費、委託料で収まったということで、この金額の減額となっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、多分、予算でも同じ事業が計上されているんですけど、募集した人数より8人しか行かなかったっちゃうのは、行く見学場所が悪かったのか。もう、全ての住民が、今まで見学会やってきて、十分見学した人が出過ぎて応募者もいなかったとか、その辺の見解はいかがでしょう。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

青森県という場所で、コロナ禍も含めて数年休んでおりましたので、令和5年度から大人向けや子供向けの旅行復活しております。

令和5年度につきましては久しぶりということで10数名、15名ぐらいの参加がありまして、引き続き、行けていない方もいらっしゃるだろうということで、同じ行程で組んだんですけれども、今回は結果的に8名の参加だったと。ただ、深澤議員おっしゃるように、じゃあ住民の全員が行っているのかっていうと当然そういうことはないと思うんですけども、やはり目新しさという部分がないのかなというところで、青森県、令和5年、6年で2回実施しましたので、次年度につきましては別の場所を、また、視察する行程で予算は、新年度になりますけれども、考えているところでございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後にですけど、今まで、これ、継続してやっていましたよね。今、途中、コロナの話も出ましたけど、延べ人数で、幌延町民どのぐらいの数が見学、視察に行かれたか。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

申し訳ありません。ただいま手元に資料ございません。後ほどお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

6 番 無量谷 隆 君

37ページの空き家の件なんですけど、これ、除去の支援ということで、幌延町が6年度、実施したか、しないか。あるいは、どのぐらいの件数でされたかお聞きします。

それと、39ページの集落支援活動について減額になっているんですけれども、これらについて実施の内容が少なかったのか、その辺、確認したいんですけど、なぜこのような減額になっているのかお教えください。

それと、57ページ、幌延町協力農業担い手づくりの支援事業で737万減額なんですけど、これらの対象とした部分がなかったのかお聞きします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただ今頂いた御質問の中で、強い農業担い手づくり支援事業の部分について、私の方からお答えいたします。

令和6年度につきましては、バルククーラーやバンクリーナー等の事業申請が11件ございまして、2,263万円補助金の方は支出している状況で、申請実績を踏まえて、予算残ということで、今回737万円減額したというところでございます。以上です。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

まず、空き家対策の除去支援の件について、私の方からお答えさせていただきたいと思っています。

こちらの方、当初予算につきましては100万円の5件の予定で、当初、予算計上させていただいておりましたけれども、今年度2件、100万円掛ける2件、200万円の実績というところで、決算見込みがたったというところで、執行残という残りの300万円の今回減額とさせていただいたところです。以上です。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

39ページの集落支援活動運営事業の減額の要因だったんですけれども、こちらに関しまして、事業を実施していく上で想定していました各種講演会ですとか講師の招聘に関しての減額であったり、令和5年度に実施いたしました道外の先進地の視察、こちら予定しておりましたけれども、6年度は事業ちょっと実施することができなかったという部分での減額が大きな要因でございます。

6 番 無量谷 隆 君

空き家対策なんですけれども、幌延町には、まだまだ、現在、半分潰れかけたような感じの空き家もあります。そういう中で、やはり危険と思われるものを、早急に、来年度でも実施するように強力お願いします。

それと、集落支援なんですけれども、ある程度、今、実施段階で進めてるにおいて、ある程度、やはり地元の意識改革メインに講習会なり何なりを進めた方がよろしいんでないのかなという感じはしたんですけれども、研修先も、去年、私たちも見学させていただきましたけれども、やはり、地元の意識改革を踏まえながら視察を計画した方が、ある程度、参加人数も多いのかなという感じはしたんですけど、その辺いかがでしょうか。

それと、強い農業の実施計画についてなんですけれども、バルククーラー等は年代的にガスの交換というような形で新規に採用された部分もありますけれども、やはり、今、農機具の高騰がかなり進んでいて、そういう農業機械までも、ある程度、幅を広めていってほしいなという感じするんですけれども、その辺、対象にならなかったのか、その辺をお聞きします。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

ただいまの視察に関しまして、地元の意識改革、こちらを踏まえた上での視察ということでございましたけれども、議員おっしゃいますとおり、昨年、地域運営組織が立ち上がりまして、そちらの立ち上げと運営というところに注力した部分がございまして、そこで地域の皆様の意識改革を努めて、調整を図っていった上で、今後、新しいメンバー等もございまして、また次回、そちらを踏まえた上での視察を計画してまいりたいというふう

に考えてございます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

空き家の除却に関してですけれども、昨年実施しました空き家の外観調査、実態調査に基づいて、今年1月に、そちらの空き家調査の方で空き家と認定しました物件の所有者又は管理者に対しまして、適正管理のお願いということで通知をさせていただきました。その中で、除却支援の情報ですとか空き家バンクへの登録の促進等々の情報も踏まえて通知させていただいております、数名の方から問合せ等もありましたので、令和7年度で除却の方向で考えていきたいという方もいらっしゃいましたので、令和7年度、今の制度につきましては、最終年になりますけれども、そちらの方で考えていきたいというようなお話もあったということもありますので、令和7年度当初予算についても同様に予算計上させていただいているところですので、よろしくお願いいたします。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

私の方から幌延町強い農業担い手づくり支援事業に関する御質問にお答えいたします。

まず、本事業、次世代に向けての生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳肉用牛生産をお図るというのを目的にしているところでございます。

無量谷議員御指摘のとおり、近年、作業機械なんかはかなり高騰しているということは承知しておりますけれども、こちらの事業、生産基盤の再整備ということで、生産施設における機械ですとか、もろもろの更新を目的にした事業ということで、作業機等の農業機械の更新には対象にならないということで、もし、そういったものの支援要望等あれば、また別な事業を検討していかなければならないかなと考えております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

集落支援の関連でお伺いします。

これ、集落支援活動運営事業というのはNPOの話をされてるのか、ちょっと、その確認を。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

こちら、集落支援活動運営事業につきましては、議員おっしゃるとおり問寒別地区で誕生しましたNPO法人に対する支援に関しても一部含んでいるものでございますが、基本的には問寒別地区での集落対策に要する現場的経費を一括して計上している事業でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

今年の予算委員会でも質問いたしたんですけど、そのときに集落支援活動の中に借上料ですか、地域協力隊の事務所として借り上げたけど、その後、大家さんの都合で使用できなくなったんだけど、予算上、契約上の都合があるんで6か月分の家賃を計上していると、借上料も含めてですね。そのときに、ここにも答弁書はあるんですけど、副町長の方から、弁護士を通じて、今、契約解除に向けて相談しているんで予算を計上したんだという説明がございましたが、今日までにその結果がどうなったか説明がないんですけど、これ、い

かがなものでしょうねえ。説明不十分というか、私が聞かないから報告がないのか、その辺の見解は、副町長いかがですか。

副町長 岩 川 実 樹 君

結果どうなったのかというのは、ちょっと、御報告いたしてませんで、大変申し訳ありません。それで、去年の3月の時点、ここでは契約解除の通知っていうのは3か月前にしなければならないという規定が契約書の中にございました。弁護士等との見解も聞きまして、やはりそこは守らないとならないよということなので、結果としては6月いっぱいをもって契約解除いたしました。ですので、6年度については3か月分だけは借上料は支払わざるを得ませんでしたけれども、7月以降の借上料というのは執行しておりません。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、副町長、淡々に説明されてますけど、町長に伺います。この説明責任ちゅうのないんですか、これ。我々、ただで議会に来ているんじゃないですよ。

議 長 西 澤 裕 之 君

深澤博幸さん、総括の方でやっていただけますか。

(深澤議員「関連ならダメかい。」の声あり)

総括の方でお願いします。

(深澤議員「わかりました。」の声あり)

ほかにございますか。

1 番 高 橋 秀 明 君

幌延町の商工業経営力強化実装支援事業850万減になっているんですけども、ここ数年、例えば、令和3年ぐらいから遡って、こういう減額が必ず生じているのかどうか、その辺のことについてお調べ願いたいと思います。答弁をお願いします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、商工業経営力強化実装支援事業につきましては、令和6年度につきましては、備品、工具器具、車両、こちらの内容で14件の実績ございます。補助金額としては1,142万8千円というような実績で、この事業につきましては、名称を変えながらも商工業者さんのソフト面の支援を行っておりますが、十分な予算をもって毎年度運用しておりますので、予算が足りなく申請を受けられないというようなケースはございませんで、ほかの事業との予算、トータルで見ながら、申請内容を通ったものにつきましては、全て補助、支援しているという状況でございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。ほかに歳出一括の質疑ございますか。

5 番 植 村 敦 君

48ページの障害者福祉費の中で、この障害者介護給付・訓練等給付金、大きく減額されておりますけども、なぜこのような大きな減額になったのか一つ伺いたいのと、もう一つは保健推進費の中で、次の53ページ、予防事業で、これもまた大きく731万3千円が減額になっております。これ、定期と任意とこう分かれてはいるんですけど、両方とも減額になっています。何が要因でこういう大きな減額になったのかお聞きします。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

お答えいたします。

今、植村議員がおっしゃっているところは、48ページの障害者福祉管理費のところでしょうか。

障害者福祉管理費で776万7千円の減となっております。こちらにつきましては、まず、子ども発達支援センター事業の75万3千円増額があります。こちらの方は、当初見込んでいた利用人数よりも利用実績が少ないということで、障害児通所給付費も減額となりました。そのため、3町で行っております幌延、天塩、遠別のそれぞれの負担金が増となったということで増額にはなっております。また、障害者介護給付訓練等の給付費並びに障害者自立支援医療給付費、こちらの方が大きく減額となっているというところですが、こちらの方、当初予算では前年度実績人数に新規の利用者も見込んで当初予算の方は計上しております。ただし、新規の利用が少なかったことと、あと、就労継続支援について、就労継続支援対象者の方が令和6年度中は就労先が見つからなかったということで、その辺の相談等の給付がなかったということで大きく減額になっています。以上です。

保健福祉課長補佐 山 本 恵 美 君

私の方から予防事業の減額について説明させていただきます。

こちらの方は、主に予防接種ワクチンの委託料でしたが、今年度のインフルエンザの予算が550人で見えていましたが、実績は380人程度、コロナの方が450人でしたが、実績は240人ということで、接種がまず少なかったこと。それプラス、今年はお子さんの出生数も少なく、それで委託料の方が減となっております。以上です。

5 番 植 村 敦 君

はい、分かりました。

今、この先の方の障害者給付金の減額の理由で就業委託先が見つからなかったっていうような、ちらっと話をされたように思うんですけども、これ、一体どういうことなのか。対象者が高齢で就業できなかったのか、それとも本当に働きたい場所がなかったのか、そこら辺、もうちょっと。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

就労支援の対象者の方は何名もいらっしゃるんですけども、その中では、令和6年度中の就労支援に携わる相談等を受ける方がいるんですけども、体調不良ですとか、そういう理由で就労先が見つからなかったということではなくって、体調不良で、今はもう少し家の方で休むですとか、そういう方が数名いたということで、相談件数が少なかったということですね。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、歳出一括の質問、質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

5 番 植 村 敦 君

27ページの農林水産国庫補助金の、この物価高騰対応重点支援地方臨時交付金という1,600万ほどが新規で計上されております。中身の内訳を詳しくお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

この臨時交付金については、強い農業担い手づくり支援事業の財源として事業実施充当しているところでございます。なので、農業経営の機械の導入支援ということで、この交付金はメニューと合致しているので、財源として使っているというところでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、歳入一括の質疑ございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

同じく、27ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金75万3千円減額と、一番下団の方に同じ項目で新規で計上されている1億6千万、何でこれ、こういうからくりっちゃうか数字になってくるのかと。その交付金の内容お聞かせ願いたいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

暫時休憩します。

(11時38分 休 憩)

(11時42分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

総務企画課長補佐 渡 邊 智 民 君

ただいまの深澤議員からの御質問ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらが先ほど産業建設課長からの答弁でもありましたけども、農業費国庫補助金の方には1,681万8千円新規計上されております。こちらについては、国の令和6年度国の補正で予算が付いた分で、推奨事業メニューと言われる分で、そちらに1,681万8千円、町の方に配分されましたので、その分を強い農業担い手づくり支援事業の方に充当しているということになります。もう一方、民生費国庫補助金の方では、物価高騰対応同じ交付金の名前で75万3千円の減額になっているんですけども、こちらは、低所得世帯への支援メニューということで、そちらの方の交付金の枠が、当初、2,194万4千円計上したんですけども、歳出予算の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業75万3千円の減額に合わせて、こちらの歳入につきましても75万3千円の減額になっているということで、充当先が民生費。要は3款の民生費に当たるものと6款の農林水産業費の方に充当するもの分かれてるもんですから、このように歳入の科目についても民生費と農林水産業費の方に分かれて計上しているということになります。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の説明でさっぱり分かりません。

あなた方職員は理解していると思いますが、私も含めて一般町民は全然理解できません

ん。もう少しかみ砕いで説明すべきでないかと思いますけど、今後についていかがですか。

総務企画課長補佐 渡 邊 智 民 君

説明の仕方が下手くそで申し訳ありません。

その科目がなぜこう分かれているのかということなんですけども、こちらは歳出予算に合わせて歳入の科目もこのように設定してるということなんです。ですので、住民税非課税世帯の給付金については3款、民生費でやっておりますので、こちらの国庫補助金の方につきましても、2款、民生費国庫補助金というところに予算計上していますし、強い農業担い手づくり支援事業につきましても6款の農林水産業費で歳出予算計上しておりますので、歳入についても、14款、国庫支出金の中の6款、農林水産業費国庫補助金のところに予算計上しているということになります。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

そういう分かりやすい説明を、きちっと町民に向けて発信することができないのかって聞いているんですよ。

できるか、できないか、それ聞いているだけだ。

総務企画課長 早 坂 敦 君

申し訳ございません。

やはり、今、議員の方から御指摘ありました、より分かりやすい、町民にも分かりやすい説明をというようなところでございます。

以後、こういった議場におきましても、そういった、できるだけ分かりやすく誰にでも通じるような答弁に努めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに、歳入一括の質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほど総括でやれという議長からの指示なんで、総括で先ほどの問題です。

町長に先ほど伺った説明責任は、町長としてどのような見解でおられるか。説明しなくてもいいのかってことですよね。それをまず伺いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、やはりそういう不透明な部分というのは、きちんと説明すべきだと私も感じております。ただ、交渉をする相手方との接点としては、なかなかその接点が取れなかったというところでもありました。明確なところが出ないうちに、こんなふうですみたいな話はなかなかできなかったというところもございます。ただ、その経過に、先ほども6月まで、3か月前に告知をして、そこからは切れるということで、6月まで賃金を払うことは確定ができたわけですから、その分だけでも御説明をすべきだったなと今反省をしているところでもありますけれども、今後についても、どのような接点で、どのような交渉が

できるかというのは、もう今でもなかなか難しいところにいるというところでもございますから、その時点で説明がつけられなかったということを御理解をいただければと思っています。ただ、先ほどの説明のところでは、早期にそこが判明したときには説明をすべきだったと反省をしているところです。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、町長の答弁で、ある程度は譲歩しましたが、我々も質問する以上、お答えははっきりしなかったら次の質問にも移れないんで、今後は十分、お互いに気を付けて議会運営というか、やりとりをやっていただきたいと思います。

それで、先ほど副町長が3か月分は払ったって言いましたが、これ3か月幾らだったのかと、この答弁書にも、予算委員会のですね。移転先、新しい事務所、協力隊の事務所立ち上げましたよね。そこへ、この同じ大家さんからデスク用の備品も借り上げていらっしゃるんですよね。ここにも答弁がありますよ。その備品はいかがされたんですか。その契約解除なった後。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

まず、元々の協力隊事務所の家賃の金額についてですけれども、当初予算で11万5,500円の月額を6か月分ということで計上させていただきましたが、その後、弁護士交えての相談の結果、6月末での契約の途中の解除ということが完了する目途がたちましたので、6月補正の段階で残りの3か月分を減額したという経緯がございます。当初の元々の事務所の方でお借りしていましたリースの物品に関しましては、新しい事務所の方にはそのリースの物品を移転しておりませんで、同じく、3月末でリースの物品の期限、契約は切れておりましたので、そのまま古い事務所の方に留め置いて、置いてきたという状況でございますので、新事務所の方では使っておりません。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の説明聞いたら最初の話と全然違う答弁してるんですよ。

ここに予算委員会の答弁書あるんですよ、僕。これ俺が作ったわけじゃないから。議事録として残っているんですよ。きちっと書いているんですよ、これ。地域おこし協力隊のディスク周りの備品であったりOA機器ですとか映像機器、こういったものは一般備品として、言ってんですよ。それを借り上げてんですよ。そう、山下さん言ってんだよ。それを今の話は全然違うでないですか。11万5千、6月末、これ6月の定例会で記憶にないですけど、補正でやったっちゃうんだけど、聞かないから、計上されたのは、理解できないのか分かんないんですけど。それであつたら、さっきから言っている説明責任ちゅうかさ、事前に聞いていることをちゃんと答えてくださいよ。それじゃ全く不信感を抱くよ、これ。おたくたち真面目にやっても我々理解しなかったら議会通らないですよ。これで、新しい予算も反対議決されたら執行できないんですよ、これ。もっと真剣に答えてくださいよ、これ。やってられないよ、本当に。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

令和6年度の当初予算では、リース物品に関しての予算は計上しておりませんので、そもそも使うという予定は6年度の当初予算上ありませんでした。ですから、どこかの決算

委員会か予算委員会でしょうか、答弁があるということでしたけれども、家賃に関しては6か月を計上すると。6年度の当初予算で6か月を計上して、3か月で中途契約解除の目途がたったので、6月補正予算で全て減額補正をしていると。

物品のリースに関しては、元々使っていたものは1年度のリース契約でしたので、3月末のリース契約をもって終了しておりますので、4月以降の6年度の予算は計上しておりません。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、山下さんは計上してないっておっしゃっているが、我々は数字しか分からないんですよ。その中身について、質問しないから当然分からないんですけど、リース代金っていうのは家賃も含めて、備品関係も含めてっていう理解をしているんですよ、私は。だから、今言ってる借りてないなんて言われてもさ、リース代金に含まれてたらそう思うんでない。いかがですかそれ。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

申し訳ございません。一部訂正させていただきたいんですけれども、家賃の中に含まれている複合機などのリース物品に関しましては、一部、家賃ということで3か月計上している部分がございましたけれども、それ以外のパソコンですとか映像機器ですとか、そういったものの物品のリースというのは、また別に契約をしております、そちらの方が6年度には、当初予算には計上していなかったという答弁とさせていただきたいと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

お互いの言い分ちゅうのがあるんだと思いますが、我々が質問して理解できるような答えをしてくださってことなんですよ。

何か知らん、雲につかまれたような話をしてねえ、借りたものに関しては支払うというのは当然の義務ですけど、法律上、弁護士を交えて、法律上の理解はある中でね、我々、云々って話はできないんですけど、やっぱり町民の税金を使っているわけですから、私はチェック機関ですから、そのことを私は伝えたいんですよ。私に説明されても、私が町民に向かって聞かれたときにどう説明すべきかというふうに答弁をしてくださいということをお願いしているんですよ。町長、うんうんって唸っているけど、いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

大変なかなか複雑な話でございましたから、明確に分かるような説明が今までもあれば良かったのかなという気がしますけども、多分、私が感じるところによると、やはり、リース物件で借りていた、そういう映像とかパソコンとかというそういう機器類というのはリース代を払いながら借りてきたということを、まず一つ置いたことと、複合機、印刷機ですよね。ファクシミリ、印刷機はそういう中に入ってたということが今、理解されたんだと私は思っています。そこの借りると複合機が付いているんで自由に使ってくださいみたいな感じだったのかなって私自身が理解をしております。

そこが、こういう機械で、それ含みだってということで部屋代を借りているんで、先ほど言った、途中でやめるというものの自体が、短縮、弁護士を挟んで、この3か月たったら、あそこからは切れるよということで、そこまで短縮はできたんですけども、その中には部

屋と複合機が一緒になっているから、そこにはお支払いしたことにはなるという。使わなくてもなったということ自体は、現実、私自身では、ちょっと、後で違ったら訂正してください。私自身はそういうふうに受け止めておりますから、そのリース物件である部分と部屋として一体になってるもの自体との賃貸契約が、それぞれ、皆さんに明確に伝わってなかったのかなというところがございまして、今後、そういうこと自体も含めて、それぞれ、そういう賃貸物件なのか備品なのかも明確に、それぞれ、お話をして、理解ができるような形で説明責任を負っていきたいと考えています。ただ、今回についてはそういう形で経理をしたし、相手がなかなかないんで、弁護士を相談をしながら、そういう処理をしていったということで、今回、6月まで払わなかった部分が3か月で何とか済ませた、あそこは、それなりの御努力で、そこまでの損失はなかったということで、そこは、先ほども言った備品の中ではなくて部屋の中にある複合機はあそこに含まれていたという、そういう理解でいいのかなという気はしています。

6 番 無量谷 隆 君

今の関連でするかもしれないんですけども、以前のね、主要の町で改築とか、そういう支援はしてると思うんですけども、それらについて、町として改修できていたのか、その辺を確認したいんですけども。

議 長 西 澤 裕 之 君

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけれども、商工業の支援事業のお話ということでよろしいでしょうか。ちょっと質問の意図を確認させていただいてからお答えしたいと思うんですけど。

商工業の振興促進補助、こちらを令和元年に建物の改修ということで支出しております。ただ、現状、当課といたしましては、この法人がなくなったという事実を承知してない、把握しておりませんので、補助金を返還するとか当時の実態がどうなってるかっていうことは現時点では把握しておりませんので、返還というような協議はまだしておりません。以上です。

6 番 無量谷 隆 君

ある程度、もう1年以上たっていると思うんですけども、その件も分からないで町運行をやっている自体がちょっと怠慢でないのかなと思います。その辺、留意をして精査していただきたいのと、鮮明に出していただきたいと思います。以上です。答弁後でいい。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに総括の質疑ございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

すいません、31ページのふるさと応援寄附金なんですけど、年度当初1,656万予定していたんですけど、446万の減、これ、件数にして幌延町どのぐらいふるさと応援の件数が減ったというふうに見てよいのかお尋ねします。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

齋賀議員の御質問にお答えいたします。

決算見込みに伴いまして、ふるさと応援寄附金を当初予算から減額補正しております。

ちょっと、正直、件数ってのは単純な比較がなかなか難しくて、1件1件の単価の平均額というか、単価の金額も安いもの5千円から高いもの3万円5万円とございますので、なかなか、正直、金額の実績に基づいて精査で決算見込みを出しているというのが実情です。件数については明言できないというのが実情です。よろしくお願いいたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

はい、分かりました。

ふるさと応援基金の中には6項目ぐらいあって、応援してくれる人がマイステーションとか福祉及び保健とかいろいろ選べると思うんですけども、後でよろしいので、それぞれ、どういう状況かと伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、あと、33ページに宝くじ交付金300万当初予定していたんですけども、こんだけ減になってしまったと。この宝くじ交付金で、それぞれの団体が宝くじ交付金でこういう備品を揃えたい、こういう活動をしたいというのが当初あったと思うんですよ。この足りなかった分で団体さんの要望が叶えられたのかどうか。叶えられなかった場合は町の方でほかの財政からその団体が活動できるように持っていくのかどうかちょっとお伺いします。

総務企画課長補佐 渡 邊 智 民 君

ただいまの宝くじ交付金に関する御質問ですけれども、こちらについては当初300万円計上しております。決算見込みに合わせて今回113万円の減額なんですけれども、こちらについてはサマージャンボの収益金に係る配分金の見直しがありまして、令和5年度までは均等割と人口割に基づいて配分されていた項目があったんですけども、それが令和5年度をもって終了したことによって、令和6年度はこのように減額になったということになります。なお、こちらの交付金については、本町についてはホームヘルプサービス事業の一部に財源を充てておりますので、これを使って何か備品を買ったりだとか、そういうことには使ったりしておりませんので、ホームヘルプサービスの方に充当して使っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに総括の質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

ここで、総務企画課長補佐 梶淳君から、答弁の訂正がございます。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

先ほど、歳出一括の中でエネルギー関連施設見学会の歴代の参加人数について深澤議員から御質問を受けていたところです。調べの時間かかってしまって申し訳ありません。

まず、子供向けの見学会につきましては、平成16年度から令和6年度まで累計で606名、606名の参加となっております。次に、一般の分につきましては、平成27年

度から6年度まで、途中、コロナのお休みもあるんですけども、累計で112名112名の参加実績となっております。以上です。

議長 西澤裕之君

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、13時5分まで休憩いたします。

(11時49分 休憩)

(13時05分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12 議案第5号「令和6年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村上貴紀君

議案第5号「令和6年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、歳入では保険給付費等交付金に関連する道支出金及び基金繰入金の減で、歳出では一般被保険者療養給付費及び高額療養費の減、国民健康保険診療所特別会計に対する繰出金の増などによるものであります。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算」の総額は、歳入、歳出それぞれ既定の予算総額から1,565万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,204万1千円にしようとするものです。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

初めに歳出ですが、2款1項1目、一般被保険者療養給付費では負担金の実績精査により2,966万8千円の減、同じく3目、一般被保険者高額療養費においても同様、負担金の実績精査により1,100万2千円の減額です。5款2項1目、国民健康保険診療所特別会計繰出金では診療所の国保直診分交付金のうち運営費補助相当額の精査による252万3千円の減額と電子カルテの導入経費に対する交付金相当額3千万円の増額との差額2,747万7千円の増額で、補正後の予算額8,339万8千円の内訳は運営費補助分が5,339万8千円、電子カルテ導入経費に対する交付金分が3千万円となります。7款1項1目、予備費は、この度の補正の財源調整のため245万8千円の減額です。

次に歳入であります、6ページにお戻り願います。

2款1項1目、保険給付費等交付金では普通交付金分で歳出2款、保険給付費の減額に

伴い同額の４，０６７万円の減額、同じく特別調整交付金分では歳出５款２項、繰出金の増額補正の財源として同額の２，７４７万７千円の増額で、保険給付費等交付金全体で１，３１９万３千円の減額です。４款２項１目、基金繰入金では実績精査による本会計の実質収支がプラスとなる見込みとなったことから予算全額２４５万８千円の減額です。

以上、議案第５号「令和６年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」についての提案理由の説明といたします。

議長 西澤 裕之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第６号「令和６年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第６号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

議案第６号「令和６年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第４号）」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因ですが、歳入では入院及び外来診療に係る診療報酬、一部負担金の精査及び予防接種料や健康診断料の精査、歳出では未採用となった看護師等の給与、共済費等の精査、医薬材料費の増額、派遣看護師の増員による増額、出張医の依頼回数増に伴う報酬、費用弁償の増額などが主な要因であります。

１ページをお開きください。

第１条第１項「歳入歳出予算の補正」については、既定の歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ４３１万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億６，０９８万２千円にしようとするものです。

第２項「歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額」は、第１表により御説明いたします。

２ページをお開きください。

歳入については1款、使用料及び手数料で2,645万1千円の減、4款、繰入金で3,554万6千円の増、6款、諸収入で532万9千円の減、7款、国庫支出金は55万円の新規追加で、歳入合計431万6千円の追加補正です。

続きまして、3ページの歳出については1款、診療所費431万6千円の増で、歳出合計431万6千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の順に、補正の主なものについて事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

22ページをお開きください。

1款1項1目、診療所費は既定の予算額6億1,565万1千円に331万8千円を追加し、6億1,896万9千円としており、補正の内訳は診療所人件費では看護師の未採用期間の精査に伴い、2節、給料で304万3千円の減、3節、職員手当で96万5千円の減、4節、共済費で74万5千円の減です。次に、診療所業務費では会計年度任用職員の給与精査に伴い、1節、報酬で45万9千円の増、2節、給料で45万3千円の減、3節、職員手当で28万8千円の減、4節、共済費で120万7千円の減、給食材料費の高騰及び注射薬剤が予定を大きく上回ったことから10節、需用費で853万5千円の増、看護師の補充が見込めないことによる看護師派遣業務委託料として87万1千円の増、患者衣や寝具の借上げ数量の精査により13節、使用料及び賃貸料で6万2千円の減です。

次に、診療所管理費では会計年度任用職員の給与精査等に伴い、1節、報酬で4万7千円の減、2節、給料で26万4千円の増、3節、職員手当で10万7千円の増、4節、共済費で1万2千円の増、費用弁償で12万円の減です。

24ページをお開きください。

医療技術職員住宅整備事業は事業費支弁となる給料と職員手当の振替内容の精査で増減はありません。

次に、医師業務強化費では出張医のスポット派遣日数の精査及び医師研修用務の精査に伴い、1節、報酬で23万2千円の増、3節、職員手当で26万3千円の増、8節、旅費で50万3千円の増です。

次に、歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目、診療所使用料では入院件数の精査により診療報酬で300万円の減、一部負担金で37万1千円の減、外来診察件数の精査により診療報酬で1,111万7千円の減、一部負担金で244万円の減、予防接種人数の精査により499万1千円の減、健康診断人数の精査により429万円の減、1款2項1目、診療所手数料では診断書等の証明手数料精査により24万2千円の減、4款1項1目、一般会計繰入金ではこの度の補正の財源調整により806万9千円の増、4款2項1目、国民健康保険特別会計繰入金では調整交付金の精査及び電子カルテ導入に伴う加算により2,747万7千円の増、6款1項1目、診療受託料では予防接種の人数精査により532万9千円の減、7款1項1目、診療所国庫補助金では本年度導入した公用車に係るクリーンエネルギー自動車導入促進補助金として55万円の新規計上です。

以上、議案第6号「令和6年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）」

の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

看護師さんについてお尋ねします。

14ページなんですけども、2月1日現在で医療職3の看護師さんが8人ですね。この3月の年度末で、また、どなたかが退職されていくという予定があるのか、ないのか。また、4月以降、新たに採用する、今、見込みがないということだったんですけども、これまではね。4月以降の看護師の見込みがあるのか、お尋ねします。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

看護師につきましては3月末で1名退職の予定でございます。4月以降につきましては現在募集しておりますが、採用の見込みはございません。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

いろいろ手を尽くしていると思うんですけども、新しくできた看護師さんの家、あれは、今どういう状況なのかっていうのと、この7名になった場合、何か勤務上というか仕事上、病院運営で何か支障になっていくことは考えられるのかどうかをお尋ねします。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

まず、看護師の住宅でございますけども、現在、職員が1名、派遣看護師が3名の4名、万度に入居しております。また、欠員に伴う支障ということでございますけども、現在、派遣看護師5名採用しております、その人数でシフトを組んでいるという状況でございます。

看護師の支障につきましては、現在のところシフトを組めておりますので、支障はない状況でございます。加えますと、これまで採用してきた派遣看護師1名につきましては産休代替の看護師1名を採用しておりましたけども、育休の明けた看護師が戻ってきておりますので、3月末で1名退職となっても現在のところ診療に支障がない状況ではございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「令和7年度 町政執行方針」及び「令和7年度 教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から、順次、執行方針の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

令和7年第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和7年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し上げます。

初めに、本年1月、第217回国会において、石破内閣総理大臣が行った施政方針演説では、人材希少社会を踏まえ人中心の国づくりを進め、人を財産として尊重する「人財尊重社会」と、すべての人が安心と安全を感じ自分の夢に挑戦し自己実現を図っていける「楽しい日本」を掲げ、目指す国家像として危機管理を確立し、賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するとともに人財尊重を基軸として楽しさを実現できるバランスの取れた国づくりを進める決意を示しました。そして、地方創生2.0を国づくりの核心として位置付け、令和の日本列島改造として若者や女性にも選ばれる地方、地方イノベーション創生構想、新時代のインフラ整備、広域リージョン連携など、ソフト重視の施策を推進し、多極分散型の多様な経済社会を構築していくとの方針を表明しました。

確かに、我が国の生産年齢人口が減少を続ける中で、人口の増加期に作りあげられた社会経済システムを同じように継続していくには限界があり、これからは人口減少を前提とした持続可能なシステムへと転換していく方向性には共感せざるを得ず、本町もそうした現実を直視し対応していく必要があると感じていますが、一方で、地方創生2.0が推進しようとしている関係人口に着目した取組や若者・女性の力を引き出す取組、AI・デジタルの活用、農林水産業の高付加価値化など、地域が活力を取り戻す可能性や領域がまだあるのではとの希望もあります。こうした状況を鑑みると、これまで町が推進してきた取組や施策・制度等を検証し再構築を図る時期にきているのだと考えます。

次に、まちづくりの基本姿勢について申し上げます。

私は、まちに住み生活をし、働き、学び、活動する人々が安心して暮らし、活動し続けられる幌延町を目指し、産業を守り住民の暮らし向きを良くして地域の持続可能性を高められるよう、まちづくりに取り組みます。初めの部分でも触れましたが、人口減少社会・人材希少社会は本町においても同様であり、幼年人口や生産年齢人口の減少はとても厳しい現実となっています。しかし、それを悲観的に捉えずその現実にしっかと向き合い適応させながら柔軟かつ前向きにまちづくりを進めていくことが大切だと考えます。

これまでマンパワーによって担われてきた仕事や仕組みについては、一部では担い手不足等によって成立が厳しい状況のものがあります。今後はAI活用やデジタル化など省力化によって維持継続を図っていくか、あるいは、従来の社会システムや制度等の維持に固執することなく住民の暮らしや産業を支えるための基盤は守りつつ現実の利活用状況や必

要性、費用対効果、人員体制などについて持続可能性の観点から検証しながら、限られた人や予算、時間などの経営資源を必要性が高く効果の期待が持てる領域や分野に転換又は活用を図ることを選択肢の一つとして加え、検討することが必要となってきます。そのためには、町を取り巻く状況の変化や現状等について冷静に分析した上で住民の皆様と情報共有し、相互理解を深めながら方向性を見出していきたいと考えています。

「このまちに生きることに誇りと喜びをもって、未来へつなぐ、協働のまち、活力あるまち、笑顔あふれるまち、いきがいと希望に満ちたまち、人に優しいまちづくりを進める」とした幌延町民憲章の理念に立って、住民の皆様と行政との協働・総動により進めていきますので、小規模自治体における今後のまちづくりについて、これまで以上に皆様のお力添えと積極的な参画を賜りますようお願いいたします。

次に、予算編成について申し上げます。

令和7年度の予算は、住民が将来に向かって希望を持ち快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ「人」「しごと」「まち」づくりを推進すべく編成を行いました。とりわけ、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成など、人口減少の緩和と活力ある地方創りに直結する取組であることから、財源の重点配分を行い、事業費でおよそ4億4千8百万円の予算を計上しています。継続事業は、事務事業評価による事業の点検と見直しを行い、消費的経費は暮らしの安心安全や生活・子育て・教育環境及び産業の維持安定に配意しました。また、投資的経費は産業振興と社会資本の長寿命化に配意し、今後の整備を予定している義務教育学校や多世代交流施設については事業実施前の計画段階において、より多角的な調査検討を実施しながら精査していくこととし予算編成を行いました。なお、令和7年度に実施を計画している事業のうち、制度設計や事業計画などの策定に時間を要するものについては今後の補正予算により対応したいと考えています。以上の結果、令和7年度の当初予算は一般会計6億9,100万円、公営事業会計10億5,422万7千円、公営企業会計7億8,113万9千円、合計85億2,636万6千円となりました。

次に、第6次幌延町総合計画の体系に基づく、五つのまちづくり施策大綱に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

初めに「持続可能なまちづくりを進める」について申し上げます。

近年、少子高齢化や転出による人口減少に加え、情報端末等を日常生活に活用する超スマート社会、持続可能な開発目標であるSDGsの推進など、社会を取り巻く環境や個人の生活スタイルは年々多様化しており、その社会変化のスピードが加速しています。社会生活の多様化が進む中で、魅力と活力にあふれたまちを形成するには、地域の身近な課題について対話と情報共有を重ね、それぞれが自助・共助・公助といった役割を認識しながら取り組むことが大切です。住民の声を把握し、町政に反映させるため、町政懇談会や各種会合などの様々な場面において広く御意見をお伺いするとともに、広報誌やホームページ等を活用して、分かりやすい情報の発信に努めます。また、施策の推進に当たっては、

住民参加の機会づくりに努め、地域課題を共有しながら検討を進めていきます。

まちの交流拠点整備に対する取り組みについては、住民が憩い、集えるなど、生活の質を高める多世代交流の場の整備に向け、昨年１２月に策定した「幌延町交流拠点基本構想」に基づき基本計画と基本設計を行います。

住民主体の自主的かつ主体的な活動を「協働のまちづくり活動支援事業」とおして支援し、協働のまちづくりを促進します。これまで行政による団体自治と住民による自治活動で運営されてきた地域維持に必要な地域活動は、行政事務の複雑多様化による事務量の増加と人員不足による行政サービスの低下、また、人口減少、少子高齢化、小家族化の進行による集落自治の担い手の減少や負担増など、住民と行政双方の体力低下が顕著に現れつつあり、公共的活動の空白化が進行しています。そのため、町では地域集落の課題把握や分析、住民懇談会を通して地域の未来像やあるべき姿を「地域づくりビジョン」としてまとめ、地域課題解決を担う住民主体の地域運営組織の形成を目指してきました。令和６年度に間寒別地区において特定非営利活動法人として地域運営組織が設立されるに至り、現在、地域に必要とされる機能を提供する拠点としての役割を果たすため組織体制を徐々に整えつつ、取組可能な分野から暮らしに必要なサービス提供が開始されました。また、これまで組織の運営や活動状況に伴走しつつ、行政的支援の方策について検討を進めた結果、今議会におきまして、幌延町まちづくり基本条例第１０条に基づく新条例として、地域運営組織の位置付けや役割、支援の仕組み等を定めた「幌延町地域運営組織に関する条例」案を提案予定であり、関連する規則等の制定と併せ、これにより全町的に地域運営組織による地域づくりの基盤を整備し、地域、住民、行政の総働体制での持続可能な協働のまちづくりに向けた取組を前進させていきます。

田園回帰の活発化やＩＣＴを活用した「ワーケーション」「ワークステイ」といった新しい生活スタイルを実現する場として農山村及び過疎地域への関心が高まっています。このような社会環境の変化へ対応すべく、本町がその場として選ばれるよう、引き続き移住情報ＰＲ支援センター「ホロカル」を拠点に暮らしや就労など移住に関連する支援制度やまちの魅力等について総合的な情報発信を行うとともに、ふるさと納税制度や特産品開発販売等を通じて関係人口及び交流人口の増加に努めます。

町内における住宅資源の利活用を促進するため「幌延町空家等対策計画」に基づき、状況に応じたきめ細かな空家対策を実施するとともに、遊休資産所有者や住民に対し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼びかけ、町内における空き家及び空き地に係る需給マッチングを進めます。また「民営賃貸住宅建設促進助成事業」及び「定住促進持家住宅建設等奨励事業」の制度を延長し、賃貸住宅や持家住宅の取得整備等を支援して更なる定住を促進するほか、喫緊の課題である間寒別地区の住宅不足を早期に解消するため、地域おこし協力隊員用及び体験入居用として移住促進住宅を新たに整備します。

社会情勢が大きく変化し地方分権が進展する中、複雑・多様化するニーズや地域課題に対し柔軟で効率的な行政運営と質の高い行政サービスを目指し、昨年度に引き続き第６次幌延町総合計画後期基本計画及び第３期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めるとともに、デジタル化や特定の事務の郵便局への事務委託により住民サービスの向

上と事務の効率化を図ります。

子育てや介護に関する申請など、様々な行政手続きのワンストップ化や各種証明書のコンビニ交付等、利便性を高める取組を推進するためマイナンバーカードの普及に努めます。また、昨年度から3か年計画での実施を予定する「地図情報更新事業」を着実に進め、地図情報システムに搭載した町内基礎地図情報の更新、関連地図情報及び新規情報の整備を図ります。

持続可能な行政運営を進めるために「人材育成・確保基本方針」を策定し、職員の育成・確保等を総合的・計画的に推進していきます。また、住民に分かりやすい財政情報をお知らせすることはもとより、有効な財源の確保や適正な基金管理・町債管理を行うとともに「公共施設等総合管理計画」等に基づく中長期的な視点による健全かつ効率的な財政運営に努めます。また、宗谷圏域や西天北地域における地域課題の一体的・総合的な解決と、圏域全体の活性化を図るため、関係市町村との連携協力を進めていきます。

次に「活力と賑わいを創る」について申し上げます。

近年における世界食料需給の変動や地球温暖化の進行、また、人口減少や農業農村の情勢変化を踏まえ、昨年5月に我が国農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が約四半世紀ぶりに改正され、法の柱となる理念の一つであった「食料の安定供給の確保」が「食料安全保障の確保」へ改められ、より強い生産基盤の確立が進められる中、食料自給率が高い北海道の農業・農村は、これまで以上に国民の生活安定や経済の健全な発展を目的とした新たな食料システムの構築において重要な役割を担うことが期待されています。酪農王国北海道の一員として、その一端を担う本町においても、昨今の牧草生育期の天候不順による品質及び収量への影響をはじめ、原油価格や配合飼料価格の高止まり、人口減少の進行に伴う担い手の減少や不足による労働力及び生産性維持確保への対応や厳しさが一層増していく中であっても、環境の変化に対応し得る酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るため、広大な土地資源を活かした飼料安定生産により飼料自給率を高水準に保ち、飼料生産基盤に立脚した経営の確立と環境保全型・地域循環型生産構造の構築に向け、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。

問寒別地区においては、農地の換地及び改良等を行うことにより産地収益力の向上を図るため「国営農地再編整備事業」を推進します。道営畑地帯総合整備事業により整備された農業用水道施設の供用開始に向け、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業により給水管及び配水池を、問寒別地区農業用水道施設改修事業により給配水管等の整備を進めます。また、並行して農業用水道の簡易水道への移管統合に向け、各地区の利用組合が保有する営農用水関連資産等の調査及び条例改正など所要の手続きを進めます。農業用排水路及び農地の機能回復等を図る幌延地区国営総合農地防災事業の円滑な推進に向け、国等の関係機関への協力要請等を継続します。耕作放棄地の発生防止及び農業や農村が有する多面的機能の維持増進を図るため「中山間地域等直接支払事業」及び「多面的機能支払事業」を推進します。「草地生産性向上対策事業」により草地の改良や更新に係る牧草種子の購入費用に対し支援することで草地型酪農及び肉用牛生産も推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図ります。町営牧場については、酪農家から預託頭数が減少傾向にありますが、酪

農経営における省力、軽労化及び低コスト化や乳牛育成において重要な役割を担う施設との認識の下、適切な飼育管理体制の確保に努めます。今後のあり方についても並行して検討を進めます。「乳牛検定組合補助事業」及び「生乳成分検査事業」により乳質改善及び品質担保を図ります。「強い農業・担い手づくり支援事業」により生産施設の補修及び機械装置の更新に対して支援することで継続的営農を見据えた生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳及び肉用牛生産体制の確保を図ります。農業経営者の減少が進む中であっても、地域における生乳生産量の維持確保に努めるとともに、家族経営での営農が困難になりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成など、課題解決策の一つとして農業法人の設立等について農協と情報共有のもと検討を進めます。「農業支援員活動事業」により酪農担い手育成センターとの連携のもと地域おこし協力隊制度を活用し、新規就農に加え、雇用就農などの農業関連人材の確保・育成に努めます。「農業経営継承奨励事業」により後継者への円滑な経営継承を図るとともに、後継者の早期かつ主体的な経営参画を促し、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ります。「酪農ヘルパー補助事業」により労働負担の軽減と生産コストの削減などを図り、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。「家畜伝染病救済対策事業」により牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対する防疫作業等に必要な費用について支援することで生産体制の早期回復及び経済的損失の緩和を図ります。有害鳥獣による被害防止対策として「有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業」により従事者の確保に努めます。森林が有する地球温暖化抑制、災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの多面的機能の重要性が改めて見直され、適切な森林整備等を進めていくことは国土や国民の命を守ることにつながることから、町では「町有林整備事業」及び「豊かな森づくり推進事業」により森林資源の循環利用や森林機能増進を図ります。森林環境譲与税基金を活用し「民有林整備支援事業」「森林整備促進事業」による更なる民有林の整備促進を図ることに加え、「新生児誕生記念木製品贈呈事業」により町民が町内産の木製品に触れ合う機会を通じて木材や木の文化への親しみを深めるほか「町産ミズナラ樽活用事業」を通じて本町における地域材の特色ある利活用施策についてPRを図ります。また、カーボンニュートラルの推進や森林資源の活用に資するJクレジット創出プロジェクトへの参加について検討を進めます。

商工業は人口減少や地元購買力の町外流出増加、また、原油価格高騰等による物価高騰の影響により商工業経営は依然、厳しい状況が続いています。加えて、経営者の高齢化や後継者不足により事業の承継や経営の存続が危ぶまれる状況にあるほか、技術者や従業員の確保、事業者の経営力強化を目指した経営発達及び事業継続への支援が喫緊の課題となっていることから、商工会と連携の下、商工業者の経営力強化や事業継続、従業員の確保・育成を包括的に支援することに加え、地域おこし協力隊を活用した担い手の確保及び人手不足の緩和に努めます。また、地域経済の活性化を目的とした「地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業」や「商工業応援スタンプラリー事業」への支援を通じて町内消費を喚起し、地域経済の循環促進を図ります。商工業者に対する各種支援制度については内容を見直したうえで支援を継続します。「商工業振興促進事業」により店舗の新築や改修など事業の用に供する施設に関する整備費用への支援、「商工業経営基盤強化支援事業」

により経営基盤の強化につながる設備投資への支援、「商工業人材育成促進事業」及び「雇用支援事業」により企業人材の確保や育成への支援、「商工業経営支援資金利子補給事業」によりコロナ対策資金に係る借入利子低減への支援等、これら施策を包括的に運用することにより経営基盤の強化や活力ある地場企業の育成及び振興を図ります。また、喫緊の課題である事業承継については、町内で商工業を営む個人又は法人を対象とした「商工業事業承継奨励事業」の継続実施に加え、新規開業の促進及び事業承継の円滑化を目的とした「新規開業スタートアップ支援事業」の創設により地域経済規模の維持・確保に努めます。また「まちづくり事業」により地場企業等が行う新たな取組や起業への支援、「協働のまちづくり活動支援事業」により地域ぐるみでの特産品創出に向けた取組等の推進に努めます。「ふるさと応援推進事業」については、返礼品の充実を図りつつ、まちなの特産品PR及びふるさと納税増収に努めます。

町では観光振興を通じて、まちが潤い元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興計画に沿って観光資源の定着やまちなの賑わい創出を推進しています。名林公園まつりをはじめとした交流人口拡大に資するイベントへの支援を継続するほか、包括連携協定を締結する株式会社北加伊道との協働や地域おこし協力隊制度の活用により観光振興施策の推進を図り、イベント内容の充実や観光施設の魅力向上に努めます。

特産品開発については、町産ミズナラ樽及びワイン用ブドウによる商品開発を引き続き包括連携協定を締結する北大天塩研究林及び曲イ田中酒造株式会社並びに産学関連機関・企業との連携の下、進めるほか、蕎麦及び羊肉などの地域資源を活用した特産品の創出についても町内関係機関及び関係者との連携を図りつつ取組を推進することに加え、これら資源の商品化や食関連イベントへの出展等を通じて本町のPRに努めます。

深地層の研究については、日本原子力研究開発機構が「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に基づき推進しており、令和5年度から開始された深度500メートル調査坑道の整備に向けた掘削工事が完了する見込みであり、アジア地域の地層処分に係る国際研究開発拠点として幌延深地層研究センター地下施設を活用した先進的な安全評価技術や工学技術に関する研究が進められます。町としては「三者協定」「深地層の研究の推進に関する条例」を踏まえた上で、幌延での研究成果が国内はもとより広く世界に向けて最大化され、次世代を担う国内外の技術者育成に寄与されるよう、研究の推進に協力し支援していきます。また、幌延の地下研究施設は最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下研究施設」であることや研究の目的及び成果など地層処分にに関する知識の普及を目的とした周知広報について関連情報の収集に努めつつ、広報誌等への記事掲載、おもしろ科学館等のイベント開催等を通じて継続的に支援します。併せて、関連する調査・研究事業についても協定や条例の趣旨を踏まえ、誘致又は受入れを推進します。

幌延地圏環境研究所については、第3期長期研究計画が5年度目を迎え、地中でバイオメタンを生成する技術の実用化研究とヨウ素など有用資源の探索に重点的に取り組むことにより更なる研究成果が期待されますので、引き続き研究の推進を支援します。

再生可能エネルギーについては、道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するため、風力発電事業等への協力を通じ、地域における環境保全や温室効果ガス抑

制など脱炭素社会推進への貢献を図っていきます。企業誘致については、これまでも事業所等の新設に係る費用支援を目的とした「企業立地促進奨励事業」や各種商工業振興施策等との包括的な情報発信に努めており、今後も有益な情報を提供し、企業の立地を推進します。

次に「健やかな暮らしを共にささえる」について申し上げます。

国は、令和6年度から「健康日本21」において「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組を進めています。こうした中、町では国や北海道の動向を踏まえ、今年3月に健康増進法に基づく「幌延町健康増進計画」と食育基本法に基づく「幌延町食育推進計画」及び自殺対策基本法に基づく「幌延町自殺対策計画」を包含した「幌延町健康づくり計画」を策定し、町民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進していきます。母子保健事業では、妊娠・出産から子育てまで母と子の健康を確保できるよう産後1年以内の母子の心身ケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」のほか、妊産婦健康診査や新生児の聴覚検査に対する助成事業を継続していきます。不妊・不育症治療費については、治療費の他に治療に係る交通費や宿泊費への一部助成や特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療についても費用の一部助成を継続していきます。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を進めていきます。疾病予防対策として、住民が健康に関する正しい知識を持ち、日常の運動や食生活などの生活習慣を改善していけるようサポートするとともに、感染症に対する予防のため各種予防接種費用の助成を継続し、予防接種が適切な時期に安心して受けられるよう努めます。住民の自主的な健康づくり活動を進めるため、運動習慣の定着を目的とした運動教室や健康的な食習慣を推進するため料理教室を実施するほか、「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。住民が安心して暮らせるよう、初期医療と24時間救急医療体制の確保に努め、消防機関や2次・3次医療機関、保健・介護機関との連携を促進するとともに診療所スタッフの安定確保や医療施設の維持に努めます。また、災害時における迅速な医療の提供を図るため、関係機関との連携を密にし、医療資機材の確保や装備強化など災害に対応できる医療体制の整備について検討を進めます。歯科診療所については、老朽化した医療機械器具の更新を計画的に進め、治療体制の充実を図ります。

高齢者が様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けられるよう、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められています。独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう「高齢者等交通費助成事業」と「高齢者生活支援事業」を継続実施するとともに、町内外の関係機関と連携して各種介護サービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。独居高齢者の安否確認や安全を守るため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに民生委員や民間事業者の方々と連携を図りながら地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。認知症などにより判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう成年後見支援センターと連携し、市民後見人へのフォローアップと住民への普及

啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。

介護保険事業は、令和6年度から8年度までを期間とする「第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、自立支援・介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の推進等を重点課題に掲げ、各種取組を推進していきます。また、介護保険被保険者となりながらも、一度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を「町の介護予防の実現者」として表彰していきます。介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに作業療法士等を活用した閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。また、今年度からの新たな取組として生活支援コーディネーターが地域に貢献したい思いのあるアクティブシニアに有償ボランティアを担ってもらい、身寄りのない高齢者や高齢夫婦世帯など、生活支援を必要とする方々とのマッチングを行います。支え合いの仕組みをつくり、暮らし慣れた場所で高齢者が安心して暮らし続けられるように地域の高齢者の生活支援を行っていきます。施設介護の中心的施設である特別養護老人ホーム「こぞくら荘」は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに運営費の一部に対し補助します。不足する介護職人材の確保のため外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟を継続し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の支援を行います。

子育てにおける負担感の増大や保育ニーズの拡大など社会環境の変化により地域全体で子育て家庭を支え、子どもを健やかに育む環境づくりが求められており、子育て支援施策は今年3月に「第3期幌延町子ども・子育てプラン」を策定し、計画に沿って総合的かつ効果的に推進します。安心して子どもを産み育てることができるよう妊産婦の健康相談や母子保健事業など、妊娠期から出産・子育てまで様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体とした「出産・子育て応援事業」や出産祝金及び養育手当支給事業を継続します。また、子育て支援センターを中心に子育てに関する情報提供や交流の場の提供などを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。認定こども園や問寒別へき地保育所の運営体制を維持するとともに研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、言語や運動、リズム感等の習得能力が高いと言われている幼児期に様々な経験を積み重ねられるよう英語教育、自然体験学習、リズム教育などを継続実施するとともに育まれてきたことが小学校での生活や学習に円滑に接続されるよう小学校との連携を図っていきます。また、近年の夏季期間の高温に備え、体温調整の未熟な乳幼児を預かる認定こども園や問寒別へき地保育所への空調設備の設置工事を進めています。放課後児童保育はスタッフの確保に努めるとともに保護者と連携して安定的な運営を図ります。また、高校生までの「子ども医療給付費事業」や「奨学資金貸付制度」などにより、子育て期の医療や教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

障がい者福祉については、令和6年度から8年度までを期間とする「幌延町障がい者総合支援計画」に基づき、支援やサービス確保への取組を進めます。障がい者やその家族が安心して生活できるよう自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに在宅

生活者の移動支援に資する「高齢者等交通費助成事業」を継続するなど、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。また「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題や整備について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化と地域の実情に応じた体制整備を図るため、町内の福祉施設関係者や障がい者又は障がい者等の家族などにより組織される「幌延町障がい者総合支援協議会」を今年度立ち上げ、障がい者の日常生活や社会生活を支援するための具体的な施策を協議し、地域における障がい者支援のための社会資源を検証し、新たなサービスの開発や既存サービスの改善に取り組んでいきます。幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している子ども発達支援センターが安定的に運営され利用者へのサービスが継続されるよう2町と連携を図っていきます。心身障がい者等が治療や検査を受ける場合や自立支援や発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合に障がい者等の経済的負担軽減を図るため、費用の一部助成を継続します。知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる幌延町立北星園やグループホームについては、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適切に管理運営されるよう努めます。

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携して生活困窮状態への支援や生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。また、高齢者世帯等の低所得者世帯に対し灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う「冬の生活応援事業」を継続します。国民健康保険事業は平成30年度に都道府県単位化が図られ、北海道が国保運営における中心的な役割を担っており、令和12年度を目途に全道の保険料負担の平準化が進められていく予定となっていますので、これに伴い加入世帯の負担が激変しないよう考慮しながら健全な運営に努めます。

次に「生きる力と文化を育む」について申し上げます。

幌延教育の発展に向けて、幌延町の子どもたちや地域住民の「学びの権利の保障」を最上位目標に据え、幌延の子どもたちがこれからの予測困難な時代を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるよう自分で考え、他者と対話し、周りの力を活用しながら判断し、決定して行動する力を育成するなどの教育を推進します。学校の教育では、これまで取り組んできた「小中一貫教育」や「学力・体力の向上」「いじめ防止」「学校における働き方改革」「ICT環境の充実や遠隔授業の推進」等を引き続き推進するほか、地域の活性化にもつながる「地学協働体制の構築」を推進するなど、本町の特性を活かした教育の充実に力を注いでいきます。特に、小中一貫教育については義務教育学校の令和10年度開校を目指し「幌延中学校区小中一貫教育検討部会」を中心に子どもたちや保護者、地域住民の声を存分に取り入れて作成した基本設計を基に開校準備を積極的に進めていきます。そうした上で、子どもたちの自律の確立と他者の尊重、多様な人々との協働をとおして学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備に努めます。社会教育では、地域住民が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会や学習成果の発表の場を提供するなど、社会教育の活動への支援や環境づくりに努めます。施設の改修等については、今年度は、

教員住宅建設工事、問寒別小学校屋外遊具の新設、教員住宅屋根及び外壁の塗装補修、スクールバスの更新、総合体育館トレーニング機器の更新を進めます。私は、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重し、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が協働して学びと社会参画の好循環を生み出すことにより地域創造の原動力となる教育施策を推進していきます。

次に「豊かな自然と安全を守る」について申し上げます。

産業経済活動の拡大や生活行動の広域化、地域間交流の活発化などにより道路網は「人・モノ・情報」の移動を支えるうえでより重要で必要不可欠な社会基盤となっており、道路インフラの整備促進は地域住民にとって喫緊の課題である一方、昭和から平成にかけて整備された社会基盤の老朽化が進んでおり、安全確保に向けた点検と補修による長寿命化についても並行して計画的に進める必要があります。北海道縦貫自動車道整備に伴う名寄・稚内間における規格の高い道路整備については中川、天塩間における計画段階評価のプロセスとして各種検討がされていることから、関係団体と連携の下、引き続き新規事業化に向けた要請活動を実施します。国道40号の整備は、令和5年度に天塩防災事業の幌延インターチェンジ南口から幌延インターチェンジ橋までの区間が供用開始となり、幌延町内における本事業の全てが完了したところですが、引き続き天塩町内の区間についても早期事業完了に向け要請活動を継続します。道道整備については、稚内幌延線の幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路改良工事が完了見込みですが、道道における車両及び歩行者の安全通行に資する道路整備の促進について北海道に対し引き続き要請します。本町におけるインフラの整備及び維持管理については、建設業界における担い手不足及び若手技術者や技能労働者の確保・育成を目的とした「働き方改革」に資する週休2日制の確保・推進を図り、また、軟弱地盤区域での工事施工が及ぼす周辺環境への影響等へ充分配慮しつつ推進します。町道整備については、令和5年度に着手した幌延北進線及び令和4年度に着手した3条仲通線の道路改良工事を実施します。また、昨年9月の大雨により損傷した上幌北進線外3路線の復旧工事を実施します。橋梁整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき大礼橋外4橋の補修工事及び最上橋外2橋の補修に係る設計を実施します。道路維持補修については、損傷度合を適宜調査・確認の上、オーバーレイ、舗装の打ち換え及び横断管の改修等を実施します。また、昨年度に引き続き林道北幌延線路盤改良、林道雄興問寒別線舗装補修等を実施することにより適切かつ計画的に町道及び林道の維持管理を行いつつ道路交通の安全確保に努めます。昨年度に引き続き老朽化が進む道路センター車庫の補修工事を進め、同様に老朽化が進む問寒別除雪センターの補修に向けた設計に着手します。

鉄道については、JR北海道が宗谷本線の名寄・稚内間を「当社単独では維持することが困難な線区」と公表して以来、鉄路は道北地域における重要インフラとの認識の下、持続的に維持していくための仕組みづくりに取り組んでいます。沿線自治体などで構成する宗谷本線活性化推進協議会では利用促進や経費節減等の事業計画を推進してきたところですが、昨年度に引き続き、関係者が一体となって利用促進等に取り組むことで令和8年度の「事業の抜本的な改善方策の確実な取りまとめ」につなげることをとしています。町とし

ても鉄道利用の促進に資するイベントの実施・協力、環境整備などの取組に加え、地域における公共交通手段確保や鉄道系資産活用の観点から、無人駅3駅については、当面は町が管理人件費と駅舎等の維持管理費を負担することにより存続を図ることとしています。住民の生活交通対策については「地域公共交通活性化基金」を活用し、バス路線の維持に係る補助を継続して生活交通路線等の確保を図るほか、昨年3月に策定した「地域公共交通計画」に基づき実施した地域デマンド交通実証運行の結果を踏まえ、持続的な地域公共交通体系の構築に向けて生活圏域交通の維持及び利便性向上を図るとともに人材確保等体制整備に努めます。また、高齢者等の交通弱者や自動車運転免許返納者の日常生活における利便性向上を目的としたハイヤー利用運賃等助成制度については、連携する地域デマンド交通実証運行を踏まえ、居住地域や世帯区分に応じチケット配布枚数を平均5割程度増やすとともに世帯単位でのチケット利用を可能とするファミリーチケット制の導入により、交通弱者等への支援の充実を図ります。

公営住宅の機能維持を目的とした長寿命化改修を順次進め、今年度は「公営住宅長寿命化改修事業」により宮園団地2号棟の屋上防水及び内外壁などの補修を実施します。名林公園の保全については、専門家による樹木診断を継続的に実施し、その結果を踏まえ、適宜、伐採など適切な処置を講じます。また、老朽化が進むふるさとの森森林公園木製複合遊具の補修を実施します。水辺・河川の整備については、幌延市街地区三日月湖周辺の利活用により新たな人の流れと賑わいを創出するため「幌延町かわまちづくり計画」を策定します。

簡易水道については、老朽化が進む施設や機器の更新を計画的に進め水道水の水質保全と安定供給に努めます。今年度は、3条仲通線及び道道稚内幌延線の配水管布設替えを実施します。また、問寒別市街地区浄水場整備に係る建設等工事及び導水管布設工事を実施します。公共下水道については、整備以来25年以上経過し、老朽化が著しい下水道管理センターの汚水ポンプを更新します。また、今年度新築を予定する教職員住宅に接続する汚水桝を整備するほか、3条仲通線の管路新設に伴う既設下水道管の残置工事を実施します。また、簡易水道及び下水道事業会計の運用に当たっては、経営及び財務マネジメントについて専門的知見からの包括的支援を受けつつ円滑かつ適正な運用に努めます。

地球規模での廃棄物の増加と質の多様化による環境破壊が深刻化しており、地球温暖化や海洋汚染等が世界的な問題となっています。また、国内の一般廃棄物最終処分場の残余年数が減少傾向にあり、持続可能な循環型社会形成に向けた取り組みが急務となっています。西天北五町が現在使用している最終処分場の残余年数を延ばして、今後の費用負担軽減を図っていくため、廃棄物の発生抑制や再使用に重点を置いた上で、再生利用とともにスリーアールに関する取り組みを西天北五町衛生施設組合と連携して推進していきます。また、西天北五町の有害鳥獣捕獲頭数が年々増加傾向にあり、処理をしている西天北五町衛生施設組合の焼却炉の処理能力を超える見込みであることから、構成町の応分の負担により焼却炉を更新・整備し、被害等の未然防止に努め、生活環境の安全を図ります。幌延町ゼロカーボンシティ宣言に基づき、2050年までに幌延町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため「地球温暖化対策実行計画」を策定します。住民の生命と財産を守るた

め、消防・救急体制の整備を進めます。今年度は、昨年度からの継続事業である間寒別分遣所の小型動力ポンプ付き積載車の更新を進めます。また、被災現場などでの救助活動を円滑に行うための機材としてバッテリー対応のレスキューツールを購入します。なお、消防の車両や資機材等については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。防災対策は災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により住民の自助や共助意識を高める防災教育、住民の避難に関することなど、平時における市町村の役割が増しています。風水害や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが町としての重要課題であることから、今後は令和7年1月に策定した「水害タイムライン」などを基に防災意識を高める取組や防災教育を推進します。また、水害や感染症、避難所に対応するための備蓄の増強及び備蓄品の管理方法等について検討を進めます。全国各地で被害が後を絶たない特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件から住民の皆様を守るため、天塩警察署との連携を密にし、防犯ステーションや見守り活動を促進するとともに犯罪抑止効果の高い録音機能付き電話機購入代金の一部助成を行う「特殊詐欺等防止対策機器導入費補助事業」を継続します。

「ポロヌプ」に開拓の鋤がおろされてから126年。鬱そうたる樹林に覆われた北の大地を拓いた先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦や困難にもくじけない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の苦難を乗り越え、今日の「ほろのべ」を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともにその意志を受け継ぐべき者たちとして「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい「ほろのべ」の2世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。皆さん、幌延町の未来創造に向かって力を結集し歩みを進めようではありませんか。ここに、住民並びに議員の皆様の深甚なる御理解と御協力をお願い申し上げ、令和7年度町政執行方針といたします。

教育長 青 木 順 一 君

令和7年第2回幌延町議会定例会の開会に当たり、令和7年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

これからの予測困難である時代を見据え、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質能力を育成することが求められております。

そのため、幌延町教育目標の改定に伴い、町内の各小中学校の学校の教育目標を見直し、町内全ての学校において自立・尊重・協働をキーワードに学校経営を進めているところであります。また、義務教育学校については、小学校と中学校が一体となり、9年間を見据え、中学校卒業時の15歳の姿に関して、教職員をはじめ、保護者や地域住民の方々と共有することや小学校と中学校で一貫した指導方法の継続性、指導内容の系統化が必要であると考えております。令和7年度中には建設実施設計、解体実施設計を策定し、令和8年度には施工業者の選定や解体工事、校舎等建設工事を進めていくこととしています。更に、

引き続き学校保護者、地域住民の代表で構成された小中一貫教育検討部会や教職員で構成された義務教育学校開校準備委員会での協議を重ね、本プロジェクトを着実に進めていきたいと考えております。

幌延町教育委員会としては、地域社会が持続的に発展できるよう学校と地域が連携協働し、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより地域素材の原動力となる教育政策を着実に推進し、本町の教育行政の充実発展に取り組んでいきます。

それでは、令和7年度の教育行政執行方針についてであります。目標として小中学校の9年間で自立・尊重・協働の精神に基づき、持続可能な社会の創り手を育てていこうと考えております。その手段として次の三つの大きな柱の下、教育行政を執行していきたいと考えております。

大きな柱の一つ目であります「学ぶ権利の保障」についてであります。子供たちがこれからの時代を生きていくために必要となる資質能力を小中一貫として、その発達の段階に応じて確実に身に付けさせることが重要です。そのため、次の三つの取組みを重点的に推進していきます。

一つ目の教育内容の充実には四つあります。

その一つ目は、学力、体力の向上であります。

令和の日本型学校教育を目指し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、主体的対話的で深い学びの事業改革を行うとともに運動やスポーツに親しむ機会や運動の習慣化につながる取組を実施し体力向上を図ります。そのため、道教委指定事業の学校力向上に関する総合実践事業を活用するとともに主体的対話的で深い学びに向けた事業改善による確かな学力の育成、目的の一貫性、指導方法の継続性、指導内容の系統性がある小中一貫教育の推進、教科担任制や小中交流学习、小中学校への乗り入れ事業を取り入れた指導の実施、全国調査の結果の分析から見た根拠のある指導の工夫、自立的な生活習慣の定着などを実施します。

二つ目は、豊かな心の育成です。

子供たちにとって善悪の判断を持ち行動するという力を身に付けるためには、安全安心な環境の下、自己決定し、共感的人間関係を築き、自己存在感を味わうような環境に浸ることが重要です。そのため、いじめの未然防止に向けた教育相談の実施と心理的安全性の確保、生徒指導の四つの機能を生かした自己指導能力の育成、多様性を理解し、他者を尊重する人権教育の推進、スクールカウンセラーや心の教育相談員の効果的な活用などを推進します。

三つ目は、特別支援教育の推進であります。

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて全ての子供が共に学ぶインクルーシブ教育の充実を図ることが重要です。そのため、関係機関等と連携した特性の把握と支援、幌延町子育てファイルや個別の教育支援計画等を活用した支援、幌延町教育支援委員会や専門家チームによる支援、専門家と連携したケース会議の実施などを推進してまいります。

四つ目は、特色ある教育の推進です。

子供たちがこれからの予測困難な社会を生き抜くためには、ふるさと幌延町に誇りを持

つことや技術革新に対する情報活用能力、国際社会の一員として求められているコミュニケーション能力などを育成することが重要です。そのため、自然環境や産業などを生かした体験活動やふるさと学習の充実、キャリアパスポートや職業体験等を活用したキャリア教育の充実、ICTの特性を生かした事業実践の推進、ALTや支援員を活用した外国語学習の充実、遠隔教育による学びの保障を行ってまいります。

二つ目の教育環境については、子供たちが快適で安全安心に学習できる環境を整備するとともに教職員が子供たちと触れ合う時間等を確保するため働き方改革を推進していくことが重要です。そのため、義務教育学校の設立に向けた建設実施設計等の策定を行います。また、安全安心な環境づくりのために交通安全や防犯、防災教育の充実による安全確保、コミュニティースクールを活用した学校運営の推進、地域の人的物的資源の活用や社会教育と連携した体験活動の充実、奨学資金制度の活用を啓発してまいります。更に、教職員の働き方を改革するため道教委指定事業の「働き方改革推進事業」を活用し、働きがいのある環境づくりを推進します。

三つ目の教職員の資質能力の向上については、教職員は法令を遵守し、時代の要請に応じて積極的継続的に研修に努めるなど、教職員としての資質能力の向上に努めることが重要です。そのため、専門性を高める研修会等へ積極的に参加するよう促進すること、幌延情報教育センター等が主催する実践的指導力を高めるための支援、教職員の服務規律の徹底に努めてまいります。

大きな柱の二つ目、生涯教育の推進についてであります。

町民一人一人の主体的な学習や町民相互の学習活動、地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。それらを推進するために幌延町第7次社会教育中期計画の五つの柱に基づく社会教育事業を推進してまいります。そのため、次の二つの取組を重点的に推進します。

一つ目は、生涯学習の環境づくりについてです。

町民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、乳幼児から青年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充やその学習成果を生かすことができる環境をつくることが重要です。そのため、各種事業の精選と参加の促進、学習会や展示会、ふるさと体験チャレンジ教室、映画鑑賞会等の開催、町民が利用しやすい幌延町及び間寒別生涯学習センターを運営してまいります。

二つ目の学習機会活動の充実については、家庭教育、子供たちの健全育成、体験活動の充実を進めるためには地域の教育資源などを生かした取組が重要です。そのため、自然との触れ合い事業や親子次世代交流事業の充実、幌延町子ども会育成連絡協議会やわらベンチャー間寒クラブ等の活動の支援、生きがい教室等の高齢期学習を充実してまいります。

大きな三つ目であり、生涯スポーツ、芸術文化の振興についてですが、町民の社会参画活動を促進するためには、町民のスポーツ活動の支援や主体的な創作活動や文化祭事業への支援、全国大会出場等への補助、施設の設備や機能を充実させるとともに文化活動を支援していくことが重要です。そのため、次の二つの取組を重点的に推進します。

一つ目は、生涯スポーツの促進と施設等の整備であります。

生涯にわたり健康で活力のある生活を送るため、スポーツ施設の充実や環境づくりを推進します。そのため、各種スポーツ教室の実施やスポーツ行事等の周知、スポーツ協会やスポーツ少年団等に対しての支援、各種施設の補修や維持管理を行います。

二つ目は、芸術文化活動の推進であり、芸術文化に親しむ環境づくりでは、町内の施設の環境整備や文化活動を広める町民の自主的な創作活動や地域の文化祭事業等を開催している幌延町文化協会への支援を行います。そのため、生涯学習センターや美術館を活用した各種事業の実施、企画展や読み聞かせ、ブックスタートの実施による図書室の利用促進、館内の技術員等と連携した郷土資料館の充実、文化協会や文化芸術活動に対して支援を行ってまいります。

以上、令和7年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の「共に開き、共につくり、未来をつなぐ笑顔と希望に満ちあふれるまち幌延」の推進に一層の努力を重ねる所存です。

町民の皆様、町議会の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、令和7年度の教育行政執行方針といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

以上をもって「令和7年度 町政執行方針」及び「令和7年度 教育行政執行方針」を終わります。

ここで、14時50分まで休憩します。

(14時34分 休 憩)

(14時50分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第15 議案第7号「幌延町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 伊 藤 一 男 君

議案第7号「幌延町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、本町を巣立った有用な人材が大学等を卒業し、一定期間の修業や実習又は離職を経て地元へ戻ってきた際の支援の一環として、近年のUターン志向の高まりや若者の離職に関するデータ等を鑑みて、本貸付金を償還する際の減免規定の一部を改正し、事業効果を高めようとするものです。

それでは、配付しております新旧対照表により御説明申し上げます。

幌延町奨学資金貸付条例第11条第1項第1号中「卒業後、3年以内」を「卒業後、5年以内」に改めるものです。

次に附則であります、この条例は令和7年4月1日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第7号」は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第8号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

議案第8号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が公布され、同法の施行期日を定める制定により、令和7年6月1日から施行することとなったことから、関係する6条例を改正しようとするものです。

なお、改正の内容につきましては「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一本化されたことによるものであり、関連する条例の改正は全て「懲役」若しくは「禁錮」を「拘禁刑」に置き換えるものになりますので、説明につきましては該当する条例の条項のみ申し上げさせていただきます。

それでは、配布した新旧対照表を御覧ください。

初めに1ページ、改正条例の第1条は「職員の給与に関する条例」で、該当する条項は期末手当に関する規定である第19条の2第3号及び第4号です。同じく、第19条の3第1項第1号及び同条第3項第1号です。

次に、2ページです。

改正条例の第2条は「幌延町表彰条例」で、該当する条項は特別待遇の停止及び廃止に関する規定である第13条第2項第1号です。改正条例の第3条は「幌延町行政不服審査会条例」で、該当する条項は罰則に関する規定である第8条です。改正条例の第4条は「幌延町個人情報の保護に関する法律施行条例」で、該当する条項は幌延町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置に関する規定である3ページになりますが、附則第3条第4項及び第5項です。改正条例の第5条は「幌延町情報公開・個人情報保護審査会条例」で、該当する条項は罰則に関する規定である第17条第1項です。改正条例の第6条は「幌延町議会の個人情報の保護に関する条例」で、該当する条項は罰則に関する規定である第54条、第55条、及び、第56条です。

次に、附則ですが、第1項で、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から

施行することとし、第2項から第5項では、これまで定められていた条例等の適用に関し、量刑等に齟齬が生じないよう経過措置を定めるものです。

以上、議案第8号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第8号」は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号「幌延町地域運営組織に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第9号「幌延町地域運営組織に関する条例の制定」について、提案理由を申し上げます。

本条例は、これまで住民自らが地域課題に対して自分たちで工夫を凝らし、互いに協力しながら解決し、持続発展させてきた地域集落が人口減少、少子高齢化、小家族化、地域産業の縮小等により自助、互助、共助機能が低下し、いつまでも住み続けることが困難な状況になっているため、幌延町まちづくり基本条例で表されている協働のまちづくりの理念に基づき、地域集落で暮らす住民や団体が中心となり、地域集落課題の解決に向けた具体的な取組を検討協議し、地域集落の自立的発展を促進するための総合的なまちづくりを幅広く推進することで地域課題の解決と誰もがいつまでも安心して健やかに住み続けられる地域集落となることを目指し、制定しようとするものであります。

それでは、各条ごとに御説明いたします。

まず、第1条の前に、先ほど申しあげました本条例制定の背景や趣旨、目指すべき姿等について宣明する前文を置き、第1条では、条例の目的について規定しております。第2条では、この条例において必要な用語の定義について規定しております。第3条では、この条例の目的を達成するための基本理念について規定しております。第4条では、地域運営組織と町が協働して社会的活動を行う場合の基本原則について規定しております。第5条では、地域運営組織を原則1地区につき1組織に限り登録することができる旨を規定しております。第6条では、地区全体を総合的に運営する主体としての取り組みに努めることや地域の課題を解決するための理念、基本方針、地域の将来像をとりまとめた計画の策定に努めることとする地域運営組織の役割について規定をしております。第7条では、地域運営組織と共に地域づくりを促進することや地域運営組織の活動に対する支援等必要な

措置を講ずることなど、町の役割について規定しております。最後に第8条ですが、この条例の他に必要な事項については町長が別に定めることを規定しております。

次に附則でありますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第9号「幌延町地域運営組織に関する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第9号」は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第18 議案第10号「令和7年度 幌延町一般会計予算」、日程第19 議案第11号「令和7年度 幌延町国民健康保険特別会計予算」、日程第20 議案第12「令和7年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、日程第21 議案第13「令和7年度 幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第22 議案第14号「令和7年度 幌延町介護保険特別会計予算」、日程第23 議案第15号「令和7年度 幌延町簡易水道事業会計予算」、日程第24「議案第16号 令和7年度 幌延町下水道事業会計予算」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第16号までの7件は一括議題といたします。

議案第10号から議案第16号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま一括して上程されました議案第10号から第16号までの令和7年度幌延町各会計予算につきまして、配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

1ページを御覧ください。

初めに、政府予算案に触れさせていただきます。

政府は、令和7年度予算を賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算として位置付け、AI、半導体、GX分野への投資促進や子育て支援の本格実施、防衛力の抜本強化といった重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や公務員等の給与改善、

経済物価動向の反映など、我が国が直面する内外の重要課題へ対応すべく、一般会計予算総額で歳入歳出11兆5,415億円を計上しました。これは、前年度予算と比べ2兆9,698億円、伸び率にして2.6%増加しております。歳入の租税及び印紙収入につきましては、所得税の増収や法人税及び消費税等の増収を含め12.7%増の7兆8,400億円を見込んでおり、公債金は2兆8,490億円で、公債依存度は24.8%となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は9兆7,944億円で、前年度と比較して3.6%の増となっております。歳入の地方交付税につきましては1兆8,574億円、前年度比1.6%の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源総額は6兆7,414億円で、2.8%の増となっております。

次に、令和7年度幌延町各会計予算について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

予算の総括についてです。予算編成に当たりましては、住民が将来に向かって希望を持ち快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ「人」「しごと」「まち」づくりを推進すべく編成を行いました。また、総合計画における重点戦略を推進するため、財源の重点配分を行いました。人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、くらしの安心安全や生活・子育て・教育環境及び産業の維持安定に配慮しました。投資的経費につきましては、令和8年度以降、本格化する小中一貫校整備事業や多世代交流施設整備事業に備え、道路橋梁等の改良・改修や公共施設の補修又は改修を前倒しして実施するとともに農業振興施策や商工業の経営基盤安定強化施策、住宅不足の解消に資する施策など、産業の維持・安定や人口減少対策に資する取組を進めることといたしました。また「地方創生総合戦略」として位置付けされる重点戦略に基づき「稼ぐ産業をつくとともに、安心して働けるようにする」や「まちへ新しい人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」等のソフト事業への取組も進めることとしております。

1の各会計別当初予算総括表を御覧ください。

一般会計から下水道事業会計までの7会計の予算額合計は8億2,636万6千円で、前年度当初予算と比べ5億6,754万8千円、7.1%の増となります。

下の表、2の当初・繰越予算の状況を御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定された1億3,166万7千円が令和7年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は6億8,266万7千円で、全会計の合計は8億5,803万3千円の予算規模となります。

3ページを御覧ください。

3の各会計別当初予算規模の推移です。一般会計は教員住宅整備や小中一貫校整備など教育費の大幅な増加や農業用水道施設、簡易水道施設の改修・整備、移住促進住宅の整備等により6億7千円弱、全会計合わせて8億5千円強の規模となり、当初予算としては過去最多の予算規模となりました。

4の一般会計から各会計への繰出金では、令和7年度は診療所特別会計への繰出しが職員住宅や設備等の整備完了により大きく減少したことから、前年度比2億1,300万円の減となりました。

4ページを御覧ください。

5の各会計別地方債現在高です。3会計の令和7年度末合計残高は前年度末より6億3,462万9千円増加して47億2,595万9千円を予定しております。

6の各会計別基金現在高では、4会計の令和7年度末合計残高は前年度末より9億402万6千円減少し53億268万5千円を予定しております。

7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より1億5,765万8千円減少し、令和7年度末で15億8,970万5千円を予定しております。

6ページを御覧ください。

10の各会計別人件費の状況です。会計年度任用職員を除く全会計102人の職員の人件費総額は8億663万1千円で、前年度当初予算と比べ1,397万7千円の減となります。一人当たり791万円で、共済費を除きますと一人当たり630万円になります。主な増減要因として、給与改定や職員の配置数減等を見込み、給料で687万5千円、職員手当で705万2千円、共済費で5万円の減少としております。

8ページを御覧ください。

一般会計予算の概要について御説明いたします。

令和7年度一般会計予算総額は、歳入・歳出それぞれ66億9,100万円で、前年度当初予算と比較して7億1,100万円、11.9%の増となります。

9ページは歳入の内訳です。

1款、町税は7億3,267万5千円の計上で、前年度と比べ2億2,258万3千円、43.6%の増となります。これは、町民税や償却資産に係る固定資産税の増加が主な要因です。詳細は12ページの(4)町税税目別収入の状況を御参照ください。10款、地方交付税は、普通交付税の交付実績等を勘案し、1億円減額して21億7千万円の計上で4.4%の減となります。普通交付税及び特別交付税等の内訳は13ページの(6)地方交付税等当初予算額・決算額の推移を御参照ください。14款、国庫支出金は4億9,732万7千円の計上で9.058万6千円、22.3%の増です。これは、標準準拠システム移行事業に係るデジタル基盤改革支援補助金や児童手当の増加等が主な要因です。15款、道支出金は2億5,679万6千円の計上で1,060万8千円、4.0%の減です。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る補助金や森林環境保全整備事業補助金の減少が主な要因です。18款、繰入金は10億2,412万円の計上で1億1,175万円、12.2%の増です。増減内訳は、繰入が減少した基金は財政調整基金及びふるさと応援基金で、合わせて7,040万円減少し、繰入が増加した基金は公共施設等整備基金及び地域公共交通活性化基金等で、合わせて1億8,215万円増加しました。なお、繰入金の詳細は20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業を御参照ください。20款、諸収入は2億5,051万8千円の計上で1億1,503万6千円、84.9%の増です。これは、北海道市町村備荒資金組合納付金の取崩し増加や問寒別地区草地畜産

基盤整備事業完了に係る受益者負担金の減少等が主な要因です。21 款、町債は12億7,210万円の計上で2億9,190万円、29.8%の増です。増減内訳は、増加では小中一貫校整備事業や町道3条仲通線道路改良事業、スクールバス整備事業の実施に伴う増加や教員住宅整備事業、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業及び簡易水道施設改修等に係る町債額が増加し、減少では医療技術職員住宅整備事業や診療所の診療情報システム及びスプリンクラー整備事業、町道駅前仲通線道路改良事業などの完了に伴う減少や町道幌延北進線道路改良事業等に係る町債額の減少が主な内容です。内訳は19ページの(6)町債の発行事業を御参照ください。

次に、歳出の内訳について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

(1-1) 歳出款別予算額の内訳です。

1 款、議会費は5,071万4千円で、前年度と比べ304万4千円、5.7%の減です。職員人件費や議員報酬など議会運営費を計上しております。2 款、総務費は10億3,823万1千円で2億3,441万6千円、29.2%の増です。主な事業として、移住定住促進事業、集落支援活動運営事業、地域公共交通運営事業、公共交通対策管理費、空家等対策管理費、幌延地圏環境研究所支援事業、基金管理事業等のほか、新規事業としてOA機器等更新事業、多世代交流施設整備事業、問寒別地区移住促進住宅整備事業、地域運営組織支援事業、地球温暖化対策実行計画策定事業、マイナンバー利用事務出先機関受付事務等を計上しております。3 款、民生費は8億8,875万7千円で2億6,244万6千円、22.8%の減です。主な事業として、こぞくら荘支援事業、高齢者等交通費助成事業、老人福祉管理費、障害者福祉管理費、認定こども園管理費、ひとり親家庭・子ども医療給付等事業等のほか、新規事業として問寒別へき地保育所改修事業を計上しております。4 款、衛生費は4億4,397万円で1億492万7千円、30.9%の増です。主な事業として、公衆浴場管理費、予防事業、母子保健事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業、西天北五町衛生施設組合負担金等のほか、新規事業として保健センター補修事業を計上しております。6 款、農林水産業費は8億4,530万7千円で9,773万6千円、13.1%の増です。主な事業として、強い農業・担い手づくり支援事業、草地生産性向上対策事業、農業支援員活動事業、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、農業用水道施設改修事業、森林整備促進事業、有害鳥獣駆除等のほか、新規事業として林道橋梁補修事業を計上しております。7 款、商工費は2億2,499万4千円で3,190万9千円、16.5%の増です。主な事業として、商工業等振興促進事業、商工業経営基盤強化支援事業、商工業雇用支援事業、商工業人材育成促進事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、商工観光振興支援活動事業、トナカイ観光牧場管理委託事業等のほか、新規事業として新規開業スタートアップ支援事業を計上しております。8 款、土木費は11億9,940万7千円で7,106万円、5.6%の減です。主な事業として、町道の舗装補修事業や除雪等の維持管理費、橋梁及び公営住宅の長寿命化改修事業、町道改良事業、道路センター補修事業等のほか、新規事業として問寒別公共施設配水改良事業等を計上しております。9 款、消防費は1億8,037万6千円で291万7千円、

1. 6%の増です。北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金には小型動力ポンプ付積載車の更新費用分と新規にレスキューツールの更新が含まれております。また、防災対策事業には防災用備蓄品等の購入予算を計上しております。10款、教育費は10億3,750万5千円で5億5,999万3千円、117.3%の増です。主な事業として、各小中学校及び社会教育施設に係る運営管理費、情報教育研究や特別支援教育、外国語教育の推進事業、スクールバス運行費用、教員住宅整備事業等のほか、新規事業として小中一貫校整備事業、スクールバス整備事業、図書管理システム更改事業を計上しております。11款、災害復旧費は、町道上幌北進線外3路線6箇所の道路復旧で2,300万1千円の計上です。12款、公債費は、地方債の償還等で7億4,373万8千円の計上、734万7千円、1.0%の減です。

22ページを御覧ください。(9)は一部事務組合への負担金の状況です。

西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しており、西天北五町衛生施設組合につきましては、普通建設事業費として新規に西天北クリーンセンター動物焼却炉整備費用の支出2億614万円を見込み、本町の負担金は前年度と比べ1,856万3千円増加し9,935万5千円となっています。23ページの北留萌消防組合につきましては、普通建設事業費として昨年度からの継続事業である小型動力ポンプ付積載車購入とタンク車シャッターボックス内改造に係る費用1,844万7千円が計上されており、前年度の普通建設事業費と比べ2,360万5千円減少しておりますが、幌延支署に係る全体予算では人件費や物件費の増加により本町の負担金は329万9千円増加し1億7,651万2千円となります。

24ページを御覧ください。

(10)は地方消費税交付金のうち社会保障財源化分3,540万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

25ページから32ページまでは繰越事業も含めた令和7年度の主な事業の概要を整理しております。

33、34ページの(13)は当該年度の事業のうち「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」に係る事業と予算額を整理し再掲しており、予算総額は4億4,821万6千円の計上で、前年度と比べ7,206万1千円の増加です。

次に公営事業会計等の予算の概要を申し上げます。

35ページを御覧ください。国民健康保険特別会計です。

歳入歳出予算総額は3億3,520万7千円で、前年度と比べ1,790万6千円、5.1%の減となります。歳入の国民健康保険税は6,092万5千円で100万6千円の減、道支出金は2億3,946万8千円を見込み2,355万7千円の減となります。歳出では、保険給付費が1億6,576万6千円で2,149万2千円の減、国民健康保険事業費納付金は8,553万2千円を見込み275万8千円の減となります。

中段(2)管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は482人、加入世帯数は302世帯を予定しております。1世帯当たりの保険税現年度課税額は199,066円で、前年度と比べ5,915円の増額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は12

4, 726円で5, 835円の増額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は18.2%となります。

36ページを御覧ください。国民健康保険診療所特別会計です。

歳入歳出予算総額は3億8, 652万7千円で、前年度と比べ2億6, 392万4千円、40.6%の減となります。歳入のうち入院料は1, 083万4千円で歳入全体の2.8%を構成し、外来診察料は7, 177万2千円で歳入全体の18.6%を構成します。歳出のうち、診療所業務費は1億7, 720万4千円で1, 424万3千円の増です。投資的経費では、医療技術職員住宅整備事業、スプリンクラー整備事業及び診療情報システム整備事業の完了により2億6, 443万1千円の減少となります。中段(2)管理運営等の状況ですが、19病床のうち1日平均の入院患者数は2.5人で、1日平均の外来患者数は52.0人を見込んでおります。

(3)繰入金の内訳を御覧ください。

一般会計からの繰入金は、救急医療確保分や不採算地区における診療所運営費分等に対する繰入として2億296万6千円、投資的経費分に対する繰入として39万6千円で、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金5, 282万円と合わせ、繰入総額は2億5, 618万2千円となり、前年度と比べ2億5, 026万2千円の減となります。

37ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計です。

歳入歳出予算総額は5, 711万5千円で、前年度と比べ457万2千円、7.4%の減となります。歳入の後期高齢者医療保険料は年間平均被保険者348人を見込み2, 015万8千円、208万3千円の減、被保険者一人当たりの年保険料は現年度調定分で5万7, 925円となり6, 917円の減となります。歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は4, 988万2千円で79万6千円の減となります。

38ページを御覧ください。介護保険特別会計です。

保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算総額は2億6, 619万3千円で、前年度と比べ1, 696万9千円、6.8%の増となります。歳入の介護保険料は年間平均の第1号被保険者数672人で4, 565万3千円と見込み144万6千円の増、被保険者一人当たりの年保険料は現年度調定分で6万7, 900円となり227円の増となります。歳出の保険給付費は2億1, 334万4千円で2, 502万8千円の増となります。

39ページを御覧ください。介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防に係るケアプラン作成件数は384件を予定しており、歳入歳出予算総額は918万5千円で、前年度と比べ79万円、7.9%の減となります。保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた会計全体の総計は、歳入、歳出とも2億7, 537万8千円で1, 617万9千円、6.2%の増となります。

40ページをご覧ください。簡易水道事業会計です。

まずは収益的収支ですが、収入予算総額は5, 112万5千円で、前年度と比べ63万8千円、1.2%の減となります。収入のうち給水収益は月平均給水戸数を970戸、4, 320万円と見込み49万3千円の増となります。支出予算総額は6, 485万2千円で163万9千円、2.6%の増となります。支出のうち原水及び浄水費は715万9千円

で149万6千円の増、配水及び給水費は915万4千円で12万円の増となります。また、総係費は2,254万2千円で186万9千円の増となり、減価償却費は2,413万3千円で266万8千円の減となります。次に、資本的収支ですが、収入予算総額は3億7,509万8千円で、前年度と比べ2億6,934万1千円、254.7%の増となります。収入のうち企業債は1億2,210万円で、簡易水道施設改修事業費の増加により7,860万円の増、他会計補助金は1億2,853万6千円で8,083万4千円の増、国庫補助金は水道施設整備費補助金1億2,446万2千円で1億990万7千円の増となります。支出予算総額は3億8,408万4千円で、前年度と比べ2億7,226万2千円、243.5%の増となります。支出のうち原水及び浄水設備建設改良費は問寒別浄水場建設及び導水管布設工事等の実施により3億3,570万8千円で2億9,822万5千円の増、配水及び給水設備建設改良費は3,296万8千円で3,110万9千円の減となります。収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は4億2,622万3千円で、前年度と比べ2億6,870万3千円、170.6%の増となり、支出総計は4億4,893万6千円で2億7,390万1千円、156.5%の増となります。

42ページを御覧ください。下水道事業会計です。

年度末の予定処理戸数は826戸とし、水洗化率は99.1%、合併処理浄化槽設置基数を149基と予定しております。

まず、収益的収支ですが、収入予算総額は1億6,647万1千円で、前年度と比べ3,782万7千円、18.5%の減となります。収入のうち下水道使用料は、3,417万8千円と見込み23万3千円の減となります。他会計補助金は7,316万2千円で2,035万3千円の減となり、長期前受金戻入は5,908万7千円で68万7千円の減となります。支出予算総額は1億9,172万円で、前年度と比べ3,558万1千円、15.7%の減となります。支出のうち管渠費は3,153万2千円で465万6千円の増、処理場費は5,300万2千円で125万6千円の増となります。また、個別排水施設費は1,098万2千円で7万8千円の減、総係費は1,172万7千円で、下水道事業に係る各種計画改定業務完了により4,155万6千円の減となり、減価償却費は7,908万5千円で108万3千円の減となります。次に、資本的収支ですが、収入支出ともに予算総額は1億4,048万3千円で、前年度と比べ1億1,154万9千円、44.3%の減となります。収入のうち下水道施設改修事業費の減少により、企業債は2,720万円で2,670万円の減となり、他会計補助金は8,813万3千円で2,934万6千円の減、国庫補助金は2,500万円で5,550万3千円の減となります。支出のうち管渠建設改良費は1,636万5千円で、下水道施設改修事業費の減少により1億6,895万8千円の減となり、処理場建設改良費は下水道管理センター汚水ポンプ更新工事等の実施により5,510万円で皆増、個別排水施設建設改良費は1,456万1千円で6万1千円の増となります。収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は3億695万4千円で、前年度と比べ1億4,937千6千円、32.7%の減となり、支出総計は3億3,220万3千円で1億4,713万円、30.7%の減となります。

以上、一般会計ほか各会計予算案の概要を申し上げます。

予算審議を通して議員の皆様からの御意見や御提言を頂くとともに予算執行につきまして、御理解とお力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議 長 西 澤 裕 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する令和7年度幌延町各会計予算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する令和7年度幌延町各会計予算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

（15時35分 休 憩）

（15時41分 開 議）

議 長 西 澤 裕 之 君

休憩を解いて会議を再開します。

日程第25 議案第17号「幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第17号「幌延町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例」の提案理由の説明を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることとなり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に新たに1項追加されたため、同法第2条各項を引用する本町条例に条項ずれが生じたことから関係する3条例を改正しようとするものです。なお、改正の内容は該当する引用条項を1項繰り下げるものになりますので、以降は該当する条例の条項のみ申し上げさせていただきますので、具体的な改正内容は資料で確認願います。

それでは、配布した新旧対照表を御覧ください。

初めに1ページ改正条例の第1条は幌延町行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で、該当する条項は第2条第2号、第3号及び第4号です。改正条例の第2条は幌延町税条例で、該当する条項は第36条の2第9項、2ページの第63条の2第1項第1号及び第89条第2項第2号、3ページの第139条の3第2項第1号です。改正条例の第3条は幌延町議会の個人情報の保護に関する条例で、該当する条項は第2条第10項、4ページの第12条第5項の表中の読み替え規定です。

次に、附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行することとしています。

以上、議案第17号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26議案第18号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

議案第18号「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、育児を行う職員の時間外勤務等の制限に関する要件の拡大など所要の整備を行う必要が生じたことから、関係する2条例を改正しようとするものです。

それでは、配布した新旧対照表を御覧ください。

初めに、1ページ、改正条例の第1条は「幌延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正で、第9条第2項は育児を行う職員の時間外勤務等の制限に関する改正で、その対象を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大しようとする改正です。同じく第4項の改正は第2項の改正に伴う読み替え規定の精査であります。第17条第1項は本改正により追加される第17条の3における略称を規定するものです。

次に、2ページの第17条の3は新たに追加されることとなった条項で、第1項では職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至った際、介護両立支援制度等を知らせるとともに本制度の利用に関する意向を確認するための措置について規定しています。同じく第2

項の改正は第1項の規定に関する職員への周知に関する規定です。第17条の4についても新たに追加される条項で、介護両立支援制度が円滑に行われるための具体的な措置について規定しています。

次に、3ページの改正条例の第2条は「職員の育児休業等に関する条例」で、第19条第3項は上位法の改正に伴い引用条項にずれが生じることとなったことから、これを整理しようとする改正です。

次に、附則第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項の規定は公布の日から施行することとしています。第2項では、介護両立支援制度等の請求については本条例の施行日前でも行うことができる旨、規定しています。

以上、議案第18号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、2時間延長し、午後7時までといたしたいと思っています。

これに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は2時間延長し、午後7時までとすることに決定いたしました。

ここで休憩します。

令和7年度幌延町各会計予算審査特別委員会は、16時から開会します。

(15時48分 休憩)

(17時20分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。

本日は、大変、ご苦労さまでした。

(17時20分 散会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 1 番 高橋秀明

署名議員 2 番 佐藤忠志

以上、記録する。

書記係長 藤田秀樹